

3. 議会関係

(6) 政務調査費に関する調査 (平成24年4月1日現在)

① 都道府県分

都道府県名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者		収支報告書への領収書等の添付の義務付け		備考
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容			
				内容									
北海道			○		530	無		5	可	何人も	有	すべての支出について、領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを添付	H25.3.31までの間、480千円
青森県		○			310	無		5	可	何人も	有		
岩手県		○			310	無		5	可	何人も	有		
宮城県	○				350	無		5	可	①県内に住所を有する者 ②県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	全額	
秋田県			○		310	無		5	可	①県内に住所を有する者 ②県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	1件1円以上	
山形県			○		310	無		5	可	何人も	有		
福島県	○				350	無		5	可	何人も	有		H23.4からH25.3までは、300千円に減額
茨城県	○				300	無		5	可	何人も	有		
栃木県	○				300	無		5	可	①県内に住所を有する個人 ②県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人	有		
群馬県	○				300	無		5	可	何人も	有	すべての支出に係る領収書、その他の証拠書類の写を添付	
埼玉県	○				500	無		5	可	①県内に住所を有する者 ②県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 ③県内に所在する学校に在学する者 ④県内に事務所又は事業所を有するもの ⑤前各号に掲げるもののほか、県議会の事務に利害関係を有するもの	有	1円以上すべての領収書等の写し(調査研究費・会議費・広聴費のうち、会派の内部の利用に供するために作成された調査研究の内容を記載する文書に附属する証拠書類で、その提出により会派の自主的な調査研究活動に支障を及ぼすおそれがある場合は提出しないことができる。)	

都道府県名	交付の対象					議員1人 当たりの 交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに 当たっての第三者（機関） 等からの意見聴取	意見聴取した第三者 （機関）等の名称	収支報 告書の 保存期 間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務 付け	義務付けに要件がある場合はその 内容	備考
	会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他										
				内容										
千葉県			○			400	無		3	可	①県内に住所を有する個人及び県内に主たる事務所を有する法人その他の団体 ②県内の事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③県内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④県内に存する学校に在学する者	有	領収書 支出伝票 出納簿 現地調査・先進地視察実施報告書	
東京都	○					600	無		5	可	都議会図書館において閲覧に供しており、何人も閲覧することができる。	有		
神奈川県				○	会派、議員、会派及び議員、のいずれかを会派ごとに選択	530	無		5	可	①県内に住所を有する者 ②県内に勤務する者 ③県内に在学する者 ④県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 ⑤上記以外に、収支報告書の閲覧を必要とする理由を明示する者	有	収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る証拠書類等の写しを議長に提出する	
新潟県			○			330	無		5	可	何人も	有		
富山県	○					300	無		5	可	何人も	有		
石川県			○			300	有	石川県議会議員調査活動検討会	5	否		有	1件1円以上	
福井県			○			300	無		5	可	何人も	有	全て（1円以上）の領収書	
山梨県			○			280	無		5	可	①県内に住所を有する者 ②県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有		
長野県	○					290	無		5	可	何人も	有	領収書その他の証拠書類の写し	
岐阜県		○				330	無		5	可	何人も	有	全て	

都道府県名	交付の対象					議員1人 当たりの 交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに 当たっての第三者（機関） 等からの意見聴取 意見聴取した第三者 （機関）等の名称	収支報 告書の 保存期 間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者		収支報告書への領収書等の添付の義務 付け		備考
	会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他	内容				請求権者の範囲	有	義務付けに要件がある場合はその 内容		
											有	内容	
静岡県	○					450	無	5	可	何人も	有	全ての支出に係る領収書その他の 証拠書類の写し	
愛知県			○			500	無	5	可	何人も	有		
三重県			○			330	無	5	可	何人も	有	全て（1円以上）	
滋賀県			○			300	有	5	可	何人も	有		
京都府			○			500	無	5	可	何人も	有	①すべての支出の領収書につい て、定められた貼付用紙に貼付し た写し ②主な活動を記載した報告書（対 象：府外調査、調査委託、会場使 用料を伴う会議） ③その他議長が必要と認める書 類・調査研究費：府外調査時の行 程表、経費内訳・研修費：研修 会・講演会参加の案内次第・会議 費：会議開催時の会議案内・広報 費：印刷成果物	
大阪府			○			590	無	5	可	何人も	有	全て	
兵庫県			○			500	無	5	可	何人も	有		
奈良県			○			300	無	5	可	何人も	有		
和歌山県			○			300	無	3	可	①県内に住所を有する者 ②県内に事務所又は事業所を有す る個人又は法人	有	1件5万円以上（事務所費、事務 費、人件費を除く）	

都道府県名	交付の対象				議員1人 当たりの 交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに 当たっての第三者（機関） 等からの意見聴取	意見聴取した第三者 （機関）等の名称	収支報 告書の 保存期 間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者		収支報告書への領収書等の添付の義務 付け		備考
	会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他					請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその 内容			
				内容									
鳥取県		○			250	無		5	可	何人も	有	政務調査費に充てた支出に係るもの 全て	
島根県			○		300	無		5	可	①県内に住所を有する者 ②県内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③県内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④県内に存する学校に在学する者	有	1件3万円以上	
岡山県		○			350	無		5	可	何人も	有	1件1万円超	
広島県	○				350	無		5	可	何人も	有		
山口県		○			350	有	山口県特別職報酬等審 議会	5	可	何人も	有		
徳島県		○			200	無		5	可	何人も	有	全ての領収書	
香川県		○			300	有	香川県特別職報酬等審 議会	5	可	何人も	有	1件1万円超	
愛媛県		○			330	無		5	可	何人も	有	1件1万円以上	
高知県			○		280	無		5	可	何人も	有		
福岡県	○				500	無		5	可	何人も	有		
佐賀県	○				300	無		5	可	何人も	有	領収書等の写しを添付	
長崎県			○		300	無		5	可	何人も	有	1件1円以上	
熊本県				○	300	無	会派、議 員、会派及 び議員、の いずれかを 会派ごとに 選択	5	可	何人も	有	1円以上、全ての支出に対して領 収書等証拠書類の写しの添付が必 要。	
大分県	○				300	無		5	可	何人も	有		

都道府県名	交付の対象				議員1人 当たりの 交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに 当たっての第三者（機関） 等からの意見聴取	意見聴取した第三者 （機関）等の名称	収支報 告書の 保存期 間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者		収支報告書への領収書等の添付の義務 付け		備考
	会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他					請求権者の範囲	有	義務付けに要件がある場合はその 内容		
				内容									
宮崎県			○		300	無		5	可	何人も	有		
鹿児島県	○				300	無		5	可	何人も	有		
沖縄県			○		250	無		5	可	①沖縄県の区域内に住所を有する 個人 ②沖縄県の区域内に事務所又は事 業所を有する個人及び法人その 他の団体	有	収支報告書を提出するときは、政 務調査費による支出に係る領収書 その他の証拠書類の写し（証拠書 類を徴することが困難であると認 められる場合は、議長が別に定め る書類。以下「領収書等」とい う。）を併せて提出しなければならない。	
合計	15 団体	9 団体	21 団体	2 団体		有	4団体		可	46団体	有	47団体	

②市町村分

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無						
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他							内容	有	無	有	無	有	無
北海道	札幌市	○				400	有	札幌市特別職報酬等審議会	5	可	何人も閲覧可能	有	全て					
北海道	函館市	○				45	無		5	可	何人も（函館市情報公開条 例第5条）	無						
北海道	小樽市	○				15	無		5	可	何人も	有						
北海道	旭川市				○	80	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収書等の証拠書類の写し を添付					
北海道	室蘭市	○				20	無		5	可	何人も	有	全て					
北海道	釧路市				○	40	無		5	可	何人も	有						
北海道	帯広市				○	30	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	無						
北海道	北見市	○				30	有	北見市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収書その他の証拠書類の 写し					
北海道	岩見沢市	○				10	有	特別職報酬等審議会	5	可	情報公開条例に基づく	有	すべて					
北海道	網走市	○				20	無		5	可	何人も	有						
北海道	留萌市				○	H21～H24 は支給凍 結	無		8	可	何人も	有	全て					
北海道	苫小牧市	○				25	有	苫小牧市特別職報酬等審議 会	5	可	何人も	有	全ての用途について領収書 添付。旅費については、旅 費計算書添付。					
北海道	稚内市		○			30	無		5	可	何人も	有						
北海道	美瑛市		○			8	無		5	可	何人も	無						
北海道	芦別市	○				7	有	特別報酬等審議会	5	可	何人も (芦別市情報公開条例に基づ く)	有	支出に係る領収書等の証拠 書類の写し					

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
北海道	江別市	○				15	無		5年	可	何人も	有 条例第9条に規定する収支報告書は、政務調査費収支報告書（第5条様式）に領収書等の証拠書類の写しを添えて、提出するものとする。
北海道	紋別市	○				20	無		5	可	市内に住所を有する者等	有
北海道	名寄市	○				10	無		5	可	市内に住所を有する者	有 全て
北海道	三笠市			○		4.2	有	市民の意見を聞く会 (第三者機関)	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤全各号に定める者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められる者	有 領収書等の支出証拠書類 (すべて)
北海道	根室市	○				8.3	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所、又は事業所を有する個人及びその他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められる者 (根室市情報公開条例に基づく)	有
北海道	千歳市	○				2.5	無		5	可	何人も	有 領収書写しの添付

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
北海道	滝川市			○		10.5	有	滝川市特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ③市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤全各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	有	
北海道	砂川市			○		10	無		5	可	何人も	有	
北海道	深川市	○				10	無		5	可	何人も	有	
北海道	登別市	○				10	無		5	可	何人も	有	全て
北海道	恵庭市	○				12.5	無		5	可	何人も	有	全件写しの添付会計帳簿及び領収証の書類は会派にて保管 5年間保存
北海道	伊達市				○	10	無	会派及び会派に属さない議員	5	可	何人も	有	全て
北海道	北広島市	○				13	無		5	可	何人も	有	領収書写しの添付
北海道	石狩市	○				8	無		5	可	何人も	有	全件添付
北海道	当別町			○		8	無		5	可	何人も	有	領収書写しの添付
北海道	福島町		○			5	無		5	可	何人も	有	全て
北海道	上ノ国町		○			10	無		5	可	何人も	無	
北海道	京極町		○			10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	
北海道	南幌町		○			5	無		5	可	何人も	有	
北海道	長沼町		○			8	無		5	可	何人も	有	
北海道	栗山町		○			8	無		5	可	何人も	有	
北海道	東神楽町		○			7	無		5	可	何人も	有	全て

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無		
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他							内容	有	無
北海道	上川町		○			10	無		5	可	何人も	有	全て	
北海道	東川町			○		13	無		5	可	町内に住所を有する者	無		
北海道	下川町		○			10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ③町内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ④町内に存する学校に在学 する者 ⑤実施機関が行う事務事業 に利害関係を有する者	有	全て	
北海道	美深町			○		13	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ③町内の事務所又は事業所 に勤務する者 ④町内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業 に利害関係を有する者	有	全て	
北海道	美幌町		○			20	無		5	可	何人も	有	全て	
北海道	音更町	○				8	有	特別職報酬等審議会	5	可	①音更町内に住所を有する 者 ②音更町内に事務所又は事 業所を有する個人又は法人	有	支出に係る領収書等の証拠 書類の写しを添付	
北海道	鹿追町			○		10	有	第三者審議会	5	可	鹿追町情報公開条例に準ず る	有	収支報告書に領収書(写)添 付要	
	釧路町				○	15	無	会派又は議員 の選択制	10	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所 を有する個人又は法人、そ の他の団体 ③町内に存する事務所又は 事業者勤務する者 ④本条例施行により利害関 係を有する者	有	全件添付（1円以上でかつ 原本）	
計	45団体	20 団体	12 団体	7 団体	6 団体		11 団体			45 団体		40 団体		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							内容	有	無	有	無
青森県	青森市				○	会派もしくは議員の選択制	90	無		5	否	有				
青森県	八戸市	○					80	無		5	可	何人も	有			
青森県	五所川原市	○					3 ※現在支給停止中(20.4.1~25.3.31)	無		5	可	何人も	無			
青森県	十和田市	○					30	無		5	可	市内に住所を有する者	有			
計	4団体	3 団体	3 団体	3 団体	1 団体			団体		3 団体		3 団体				
岩手県	盛岡市		○				50	有	盛岡市議会政務調査費検討懇話会	5	可	何人も	有	全て		
岩手県	宮古市		○				12.5	無		5	可	何人も	有			
岩手県	大船渡市				○	会派又は会派に所属しない議員	7	有	大船渡市特別職報酬等審議会	10	可	何人も	有	領収書等の写しを添付(会派又は議員は10年間保存)		
岩手県	花巻市		○				20	無		5	可	何人も	有			
岩手県	北上市			○			20	無		5	可	何人も	有	領収書の写し		
岩手県	久慈市	○					5	無		5	可	すべて	有			
岩手県	遠野市		○				5	無		5	可	何人も	有			
岩手県	一関市			○			15	有	一関市特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有			
岩手県	陸前高田市			○			7.5	無		5	可	何人も	有	原則として全て		
岩手県	釜石市	○					12.5	無		5	可	何人も	有			
岩手県	二戸市		○				10	無		5	可	何人も	有			

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容		
													内容	
岩手県	八幡平市				○	会派又は議員個人	20	無		5	可	市の区域内に ①住所を有するもの ②事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③存する事務所又は事業所に勤務する者 ④存する学校に在学する者 ⑤事務・事業に利害関係を有する者	有	
岩手県	奥州市				○		12	無		10	可	何人も	有	
岩手県	葛巻町				○	会派又は会派に所属しない議員	10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	
岩手県	滝沢村				○		15	無		5	可	①村の区域内に住所を有する者 ②村の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③村の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④村の区域内に存する学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、事務又は事業に利害関係を有するもの	有	
岩手県	紫波町	○					5	無		5	可	何人も	有	領収書等の写しを添付
計	16団体	3 団体	5 団体	5 団体	3 団体			3 団体		16 団体			16 団体	
宮城県	仙台市				○	会派又は議員又は会派及び議員の選択制	350	無		5	可	誰でも可能	有	
宮城県	石巻市	○					30	無		5	可	何人も	有	全て

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
宮城県	塩竈市			○		20	有	塩竈市特別職給料等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	
宮城県	気仙沼市				○	10	有	気仙沼市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
宮城県	白石市	○				5	無		5	可	何人も	有	
宮城県	名取市	○				12	無		10	可	特になし	有	全てに添付
宮城県	多賀城市			○		15	無	会派・無会派議員	10	可	特に制限はない	有	
宮城県	角田市	○				5	有	特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者	有	
宮城県	岩沼市				○	6	無	会派又は会派に属さない議員	5	可	何人でも可	有	原則全て
宮城県	登米市				○	25	無	会派及び会派に属さない議員	5	可	何人も	有	
宮城県	東松島市	○				10	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
宮城県	大崎市				○	7	無	会派及び会派に属さない議員	5	可	何人も	有	
宮城県	大河原町	○				5	無		10	可	何人も	有	領収書の写し又はそれに代わるもの
宮城県	柴田町				○	4	無		5	可	柴田町情報公開条例第5条に規定する者	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
宮城県	丸森町			○		8.3	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、町の行政に利害関係を有するもの	有	領収書の写しを添付
宮城県	松島町			○		7	無		5	可	町内に住所を有する個人又は法人	有	領収書すべて
宮城県	七ヶ浜町			○		8	無		5	可	制限なし	有	全ての収支報告書へ領収書の写しを添付
宮城県	利府町	○				15	有	特別職給料等審議会	5	可	何人も可	有	領収書を徴することができない場合は、会派の代表者が作成する支払い証明書をもちて代えることができる。
宮城県	大和町			○		5	有	特別職給料等審議会	5	可	何人も	有	交通・宿泊費以外は領収書添付
宮城県	大郷町			○		5			5	可		有	
宮城県	富谷町			○		15	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
宮城県	女川町			○		5	無		5	可	何人も	有	全ての対象経費
計	22団体	7団体	7団体	9団体	6団体			7団体		22団体			22団体
秋田県	秋田市	○				100	有	秋田市特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者 市内に勤務する者	有	金額に関係なくすべての領収書等

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							内容	有	その内容
秋田県	能代市		○			10	無		5	可	市の区域内に住所を有する者 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 市の区域内に存する学校に在学する者 上記のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの (能代市情報公開条例による)	有		
秋田県	横手市		○			10	有	横手市特別報酬等審議会	5	可	何人も	有		
秋田県	大館市		○			15	有	大館市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
秋田県	男鹿市		○			8.3	有	男鹿市特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に通学する者 ⑤市の事務事業に関係を有する者	有		
秋田県	湯沢市	○				5	有	湯沢市特別職報酬等審議会条例	5	可	何人も	有	原本添付	
秋田県	鹿角市		○			5	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も (情報公開条例による)	有	全ての支出（規則で定める様式中の注記で義務付け）	
秋田県	由利本荘市				○	10	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	無		
秋田県	大仙市	○				10	有	大仙市特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内の法人・個人事業者等 ③市内に勤務する者 ④市内に在学する者 ⑤市の事務事業に利害関係を有する者(利害関係を有する公文書に限る)	有		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者(機関)等からの意見 聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機 関)等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合 はその内容
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他								
秋田県	仙北市		○			10	無		5	可	何人も	有	すべて
計	10団体	3 団体	6 団体		1 団体			7 団体		10 団体		9 団体	
山形県	山形市		○			120			5	可	何人も	有	実費支出を原則とし、領収 書またはその他支払の証明 できる証拠書類の添付を要 する
山形県	米沢市		○			23	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
山形県	鶴岡市			○		30			5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ③市内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学 する者 ⑤実施機関が行う事務又は 事業に関し相当の利害関係 を有すると認められるもの	有	
山形県	酒田市			○		25			5	可	何人も	有	全て
山形県	新庄市	○				5	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
山形県	寒河江市	○				15	有	市特別職報酬等審議会(当 初)	5	可	①市の区域内に住所を有す る者 ②市の区域内に事務所又は 事業所を有する個人及び法 人その他団体 ③市の区域内の事務所又は 事業所に勤務する者 ④市の区域内の学校に在学 する者	有	金額にかかわらず全ての写 しを添付すること
山形県	上山市			○		10			5	可	何人も	有	支出金額すべて
山形県	村山市	○				10	有	市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
山形県	長井市		○			10			5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所 を有する者	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
山形県	天童市	○				13		5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他団体 ③市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学する者 ⑤当該情報を必要とする理由を明らかにすることができるもの	有		
山形県	東根市	○				12.5	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も (東根市情報公開条例)	有	領収書等の写しの添付
山形県	尾花沢市	○				5			5	可	何人も	有	全額領収書等の添付
山形県	南陽市	○				10			5	可	何人も	有	
山形県	大江町		○			5			4	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事業所又は事業所を有する個人及び法人	有	
山形県	川西町		○			10			5	可	何人も	有	
山形県	白鷹町		○			5	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有する情報の公開を必要とする理由を明示して請求する個人又は法人その他の団体	有	
山形県	飯豊町		○			10			5	可	何人も	有	
計	17団体	7 団体	7 団体	3 団体	団体			5 団体		17 団体		17 団体	
福島県	福島市	○				100	無		5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容
福島県	会津若松市	○				35	無		可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に事務所または事業所を有する法人その他の構成員 ④市内に存する学校に在学する者	有	
福島県	郡山市	○				100	無	郡山市政務調査費審議会	可	縦覧なので範囲はない	有	全て
福島県	いわき市	○				110	有	特別職報酬等審議会	可	市の区域内に住所を有する者等	有	
福島県	白河市		○			20	有	白河市特別職報酬等審議会	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に通学する者 ⑤その他実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの	有	
福島県	須賀川市	○				30	有	須賀川市特別職報酬等審議会	可	規定なし	有	全て
福島県	喜多方市	○				20	有	特別職報酬等審議会	可	・市の区域内に住所を有する者 ・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ・市の区域内に存する学校に在学する者	無	
福島県	相馬市	○			所属議員が1人であっても会派とみなしている	10	無		可	相馬市情報公開条例第5条に同じ（市内に住所を有する者）	有	支出したもの全てについて
福島県	二本松市	○				10	有	二本松市特別職報酬等審議会	否		有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合 はその内容	
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他									内容
福島県	田村市			○		20	無		5	可	市内に住所を有する者、事 業所を有する者、勤務・在 学する者	有		
福島県	伊達市			○		30			5	可	なし	有		
福島県	南相馬市	○				15	有	南相馬市特別職報酬等審議 会	5	可	制限なし	有		
福島県	西郷村			○		20	無		5	可	村内に住所を有する者及び 村内に事務所若しくは事業 所を有する個人又は法人の 代表者	有		
福島県	浪江町		○			5	無		5	可	町内に住所を有する者	有		
計	14団体	9 団体	2 団体	3 団体			6 団体			13 団体		13 団体		
茨城県	水戸市	○				90	無		5	可	何人も	有		
茨城県	日立市	○				45	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ③市内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学 する者 ⑤実施機関が行う事務事業 に利害関係を有するもの	有		
茨城県	土浦市			○		25	有	土浦市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	1件1円以上	
茨城県	古河市		○			25	無		5	可	何人も	有	1件1円以上	
茨城県	石岡市	○				12.5	無		5	可	何人も	有		
茨城県	結城市	○				10	無		3	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所または事務 所を有する個人及び法人そ 他の団体 ③市内の事務所又は事務所 に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤市内に納税を有する者	有	支出を証する領収書等の写 し	
茨城県	龍ヶ崎市		○			4.1	無		5	可	原則、市内の在住者・在勤 者・在学者・事業者・法人	有		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合 はその内容
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他								
茨城県	下妻市	○				5	無		5	可	何人も	有	
茨城県	常総市	○				10	有	特別職報酬等審議会	5	可	制限なし	有	全て（旅費は旅費規定によ る）
茨城県	常陸太田市	○				15	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ③市内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学 する者 ⑤前各号に掲げるもののほ か、実施機関が行う事務事 業に利害関係を有するもの	有	
茨城県	高萩市		○			10	無		5	可	何人も	有	
茨城県	北茨城市		○			10	無		5	可	市内に住所を有する者	有	
茨城県	笠間市		○			25	無		5	可	何人も	無	
茨城県	取手市	○				8.3	無		5	可	何人も	有	
茨城県	牛久市	○				7.5	無		5	可	何人も	有	
茨城県	つくば市	○				30	有	つくば市特別職報酬等審議 会	5	可	なし	有	
茨城県	ひたちなか市	○				45	無		5	可	何人も	有	
茨城県	守谷市	○				10	無		3	可	市内に住所を有する者	有	
茨城県	那珂市		○			20	無		5	可	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を 有する個人又は法人	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
					内容									
茨城県	筑西市			○			20	無		5	可	①本市の区域内に住所を有する者 ②本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④本市の区域内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	有	
茨城県	坂東市	○					10	無		5	可	何人も	有	
茨城県	かすみがうら市			○			12.5	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人 ③市の区域内に存する事務所又は事務所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、議長が特に認めたもの	有	
茨城県	つくばみらい市		○				10	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	無	
茨城県	東海村	○					20	無		5	可	①村内に住所を有する者 ②村内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③村内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④村内に存する学校に在学する者 ⑤村に納税義務のある者	有	
茨城県	河内町		○				5	無		5	可	町内に住所を有する者	有	1件1円以上
茨城県	境町		○				10	無		5	可	何人も	有	
茨城県	利根町				○	会派又は議員	5	無		5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者(機関)等からの意見 聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機 関)等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者		収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他	内容					請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合 はその内容		
計	27団体	14 団体	9 団体	3 団体	1 団体			3 団体		27 団体		25 団体		
栃木県	宇都宮市	○					100	無		5	可	何人も	有	
栃木県	足利市		○				60	無		5	可	何人も	有	
栃木県	栃木市	○					30	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ③市内に存する事務所又は 事業所に通勤する者 ④市内に存する学校に在学 する者 ⑤市に対して納税義務を有 するもの ⑥市の行政に利害関係を有 するもの	有	
栃木県	佐野市		○				25	無		5	可	何人も	有	
栃木県	鹿沼市	○					28	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ③市内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学 する者 ⑤市税の納税義務者 ⑥実施機関が行う事務事業 に利害関係を有する者	有	
栃木県	小山市		○				42	無		5	可	何人も	有	
栃木県	真岡市			○			17	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所 を有する個人又は法人	有	
栃木県	矢板市				○	会派又は議員 の職にある者	20	無		5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容
栃木県	那須塩原市	○				20	無	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者	有	
栃木県	上三川町		○			10	無	5	可	何人も	有	
栃木県	益子町	○				10	無	5	可	何人も	有	
栃木県	茂木町	○				10	無	5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤町税の納税義務者 ⑥実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	無	
栃木県	市貝町	○				5	無	5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤町税の納税義務者 ⑥実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人・法人その他の団体	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他							請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合 はその内容
					内容								
栃木県	芳賀町	○					5	無	5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ③町内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ④町内に存する学校に在学 する者 ⑤町税の納税義務者	有	
栃木県	壬生町			○			10	無	5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ③町内に在する事務所又は 事業所に通勤する者 ④町内に在する学校に通学 する者 ⑤町税の納税義務者 ⑥実施機関が行う事務事業 に利害関係を有する個人・ 法人その他の団体	有	
栃木県	野木町		○				10	無	5	可	何人も	有	
栃木県	岩舟町		○				10	無	5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事業所を有する個 人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は 事業所に勤務するもの ④町内に存する学校に在学 する者 ⑤実施機関が行う事務事業 に利害関係を有する者	有	
計	17団体	8 団体	6 団体	2 団体	1 団体					17 団体		16 団体	
群馬県	前橋市	○					80	無	5	可	何人も	有	
群馬県	高崎市				○	会派又は議員	83	無	5	可	何人も	有	
群馬県	桐生市				○	会派又は議員	31.6	有	5	可	桐生市情報公開条例の規定 により、特に、請求権者の 範囲はない。	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た る第三者(機関)等からの意見 聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機 関)等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無			
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他							請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合 はその内容		
					内容										
群馬県	伊勢崎市	○					35	無		5	可	市内に住所を有する者、市 内に存する事務所又は事業 所に勤務する者、市内に存 する学校に在学する者、市 内に事務所又は事業所を有 する個人及び法人その他の 団体、市の行政に直接的な 利害関係を有する者	有		
群馬県	太田市				○	会派又は会	36	有	特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を 有する個人又は法人	有	研究研修費及び調査旅費の うち交通費、旅費、宿泊費 等については、出張届の写 しを添付	
群馬県	沼田市				○	会派又は議員	10	無		10	可	市内に住所を有する者等	有		
群馬県	館林市	○					12.5	無		5	可	何人も	有		
群馬県	渋川市	○					10	有	特別職報酬等審議会	10	可	渋川市情報公開条例に定め るところによる	有	すべての支出	
群馬県	藤岡市		○				12.5	有	特別職報酬等審議会	5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ・市内の事務所又は事業所 に勤務する者 ・市内の学校に在学する者	有		
群馬県	富岡市	○					8.3	無		5	可	市内に住所を有する者	有		
群馬県	安中市	○					10	無		5	可	何人も	有		
群馬県	みどり市		○				10	無		5	可	市内に住所を有するもの及 び市内に事務所又は事業所 を有する個人又は法人	有		
群馬県	下仁田町				○	会派又は議員	2	無		5	可	町内に住所を有する者、町 内に事務所又は事業所を有 する者	無		
群馬県	大泉町		○				12.5	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	1件1円以上	
計	14団体	6 団体	3 団体		5 団体			5 団体			14 団体			13 団体	
埼玉県	さいたま市				○	会派又は議員 の選択制	300	有	さいたま市特別職報酬等審 議会	5	可	何人も	有	すべての領収書等の写し	
埼玉県	川越市	○					70	無		5	可	何人も	有		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合はその内容
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他								
埼玉県	熊谷市			○		26	無		10	可	市内に住所を有する者等	有	やむを得ない理由により領収書を添付できない場合には、写しを添付することにより領収書に代えることができる。
埼玉県	川口市			○		180	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事務所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者 ⑥公文書の公開を必要とする理由を明記できる者	有	
埼玉県	行田市	○				10	無		5	可	①市の区域内に住所を有するもの ②市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	
埼玉県	秩父市	○				14	無		5	可	①市の区域内に住所を有するもの ②市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	
埼玉県	所沢市			○		70	有	特別職報酬等審議会	5	可	規定なし	有	1件1円以上

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
					内容									
埼玉県	飯能市		○				15	無		5	可	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 市内の事務所又は事業所に勤務する者 市内の学校に在学する者 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	有	
埼玉県	加須市	○					12	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	
埼玉県	本庄市		○				16	無		5	可	何人も	有	
埼玉県	東松山市	○					15	無		5	可	何人も	有	領収書その他支出を証する書面の写し（ただし、領収書を徴することができないときは、支出証明書）
埼玉県	春日部市	○					17	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収書の写し
埼玉県	狭山市			○			20	無		5	可	・市内にお住まいの方 ・市内に事務所又は事業所をお持ちの方、または、市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体 ・市内の事務所又は事業所に勤務する方 ・市内の学校に在学している方 ・市が行う事務事業に利害関係のある方	有	領収書を徴しがたい場合を除いたすべての支出
埼玉県	羽生市			○			12	無		3	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に勤務する者 ⑤その他羽生市議会に利害関係を有する者	有	領収書の写しを添付

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合 はその内容
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他								
埼玉県	鴻巣市	○				17	無		5	可	市内に住所を有する者、法 人その他の団体、通勤、通 学、利害関係者	有	
埼玉県	深谷市	○				25	無		5	可	何人も	有	
埼玉県	上尾市	○				25	無		5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所 を有する者 ・市内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ・市内に存する学校に在学 する者 ・実施機関が行う事務又は 事業に利害関係を有する者	有	支出に関する領収書の写し を添付する
埼玉県	草加市			○		90	無		5	可	何人も（情報公開条例に基 づく）	有	
埼玉県	越谷市			○		80	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
埼玉県	蕨市	○				33	無		5	可	蕨市情報公開条例で定める 範囲	有	領収書の写しを添付
埼玉県	戸田市	○				40	無		5	可	何人も	有	
埼玉県	入間市	○				20	無		5	可	市内に住所を有する者ほか	有	
埼玉県	朝霞市	○				20	有	特別職報酬等審議会	5	可	朝霞市情報公開条例第5条	有	
埼玉県	志木市		○			20	無		5	可	何人も	有	
埼玉県	和光市		○			20	無		5	可	何人も可能とする。	有	
埼玉県	新座市	○				20	無		5	可	何人も	有	
埼玉県	桶川市			○		10	無		5	可	当市内の個人及び法人	有	
埼玉県	久喜市	○				20	無		5	可	何人も	有	
埼玉県	北本市	○				20	無		5	可	情報公開条例に基づく	有	
埼玉県	八潮市	○				8	無		5	可	市内に住所を有する者等	有	
埼玉県	富士見市	○				20	無		5	可	市内に住所を有する者等	有	1件1円以上

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
埼玉県	三郷市	○				20	無		5	可	三郷市情報公開条例第5条各号に該当する者 ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	有	全て
埼玉県	蓮田市		○			15	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	1円以上
埼玉県	坂戸市	○				20 ※平成21年度に限り月額1万円を交付 ※平成23年5月から平成24年3月に限り月額5千円を交付	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事務所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	
埼玉県	幸手市		○			10	無		5	可	なし	有	すべて
埼玉県	鶴ヶ島市	○				10	無		5	可	市内在住者、在勤者、在学者、市内の法人等、その他開示を必要とする理由を明示する者	有	支出したもののすべてについて領収書原本の添付
埼玉県	日高市	○				10	無		5	可	市内に住所を有する者	無	
埼玉県	吉川市	○				20	無		5	可	市民、利害関係者	有	金額を問わず全て

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
埼玉県	ふじみ野市	○				10	有	特別職報酬等審議会	5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・市内に存する学校に在学する者 ・前に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	領収書又は支出を証すべき書面
埼玉県	伊奈町	○				7	無		3	可	何人も	有	全て
埼玉県	三芳町		○			5	無		5	可	何人も	有	
埼玉県	滑川町			○		3	無		5	可	何人も	無	
埼玉県	嵐山町			○		2.5	無		5	可	常時公開	有	
埼玉県	小川町				○	5	無	会派又は議員の選択制	5	可	何人も	有	
埼玉県	川島町		○			3	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤その他実施機関が保有している公文書の開示を必要とする相当の理由を有する個人及び法人その他の団体	無	
埼玉県	鳩山町		○			3	無		5	可	何人にも	有	
埼玉県	美里町		○			6	無		5	可	何人も	有	全て
埼玉県	神川町		○			6	無		5	可	何人も	有	コピーも可
埼玉県	上里町		○			6	無		5	可	上里町情報公開で定める範囲	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た る第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無			
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他						意見聴取した第三者（機 関）等の名称	請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合 はその内容	
					内容									
埼玉県	白岡町	○					10	無		5	可	・在住・在勤・在学 ・町内に事業所等を有する 個人及び法人その他の団体 ・実施機関が行う事務事業 に利害を有するもの	有	・領収書は原則として、届 け出た会派の名称あてのもの とする。 ・領収書の徴収が困難など きは、会派代表者の支払証 明書を添付する。
埼玉県	杉戸町			○			10	無		5	可	(杉戸町情報公開条例第5条 に規定するもの) ・町内に住所を有する者 ・町内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ・町内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ・町内に存する学校に在学 する者 ・実施機関が行う事務事業 に利害関係を有するもの	有	
埼玉県	松伏町	○					10	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	全部
計	52団体	27 団体	12 団体	11 団体	2 団体			7 団体			52 団体		49 団体	
千葉県	千葉市				○	会派又は議員 の選択制	300 ※平成23 年7月1日 ～平成25 年3月31日 の期間は 月額270千 円	無		5	可	何人も	有	支出に係る領収書その他の 当該支出に係る事実を証す る書類の写しを添付しなけ ればならない。
千葉県	銚子市	○					30	無		10	可	何人も	有	領収書の徴収が可能なもの については全て
千葉県	市川市	○					80	無		5	可	何人も	有	
千葉県	船橋市			○			80	無		5	可	指定なし	有	領収書（領収書と徴するこ とができない場合は、これ に代わる書面）
千葉県	館山市	○					8	無		5	可	館山市情報公開条例の定め による	有	
千葉県	木更津市	○				(一人会派含 む)	20	有	職員課	5	可	木更津市議会情報公開条例 第13条	有	全て

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合はその内容
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他								
千葉県	松戸市			○		50	無		5	可	何人も	有	通信交通費及び出張旅費のうち交通費、日当以外の費用について領収書の添付を義務付けている。*通信交通費は月額1万円を超えての使用はできない。
千葉県	野田市	○				22.5	無		5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・市内に存する事務所又は事務所に勤務する者 ・市内に存する学校に在学する者 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	領収書その他支出を証する書類の添付
千葉県	茂原市	○				14	無		3	可	何人も	有	
千葉県	成田市	○				60	無		5	可	何人も可（情報公開条例に基づく）	有	
千葉県	佐倉市			○		40	有	佐倉市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	支出にあたっては、領収書を徴する
千葉県	東金市	○				18	無		5	可	市内に住所を有する者等（市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、しないに存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者）	有	
千葉県	旭市		○			10	無		5	可	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	
千葉県	習志野市	○				300	無		5	可	範囲の定め無し。条文には「何人も」と有り。	有	金額に係らず全てを添付
千葉県	柏市			○		80	無		5	可	何人も	有	
千葉県	勝浦市	○				7	無		5	可	勝浦市情報公開条例の例による	無	
千葉県	市原市	○				110	無		5	可	何人も	有	すべて（領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面）

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容					請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容		
													可	何人も
千葉県	流山市				○	会派及び会派に属さない議員	40	無		5	可	何人も	有	
千葉県	八千代市	○					40	有	八千代市特別職職員報酬等審議会	5	可	何人も	有	
千葉県	我孫子市		○				25(平成24年度に限り2万円)	無		5	可	何人も	有	全て（領収書を徴することができないものについては、これに代わる書面）
千葉県	鴨川市	○					10	無		5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学する者 ⑤その他事務事業に利害関係を有すると認められるもの ※情報公開条例に定めるところによる。	有	すべての支出を対象に領収書その他証拠書類の提出を義務付けている。
千葉県	鎌ヶ谷市	○					20	有	鎌ヶ谷市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	電車・バスの運賃等領収書を徴することが一般的でないものを除き、すべて原本貼付
千葉県	君津市	○					30	有	君津市特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者	無	
千葉県	富津市	○					10	無		5	可	何人も	有	公共交通機関の運賃等以外は全て添付
千葉県	浦安市			○			30	無		5	否	情報公開に制度に基づく閲覧は可	無	申し合わせ等運用において提出するよう定めている
千葉県	四街道市				○	会派及び会派に属さない議員	20	無		5	可	市内在住、在勤、在学者 市内事業者（法人、団体）	有	全て

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
千葉県	袖ヶ浦市	○				20	有	袖ヶ浦市特別職報酬等審議会	10	可	・市内に住所を有するもの ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ・市内に存する学校に在学する者 ・市税の納税義務を有する者 ・前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	無	
千葉県	八街市	○				25	有	八街市特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者。 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体。 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者。 ④市内に存する学校に在学する者。 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの。	有	すべて
千葉県	印西市	○				30	無		5	可	特になし	有	1円以上の全ての領収書を添付
千葉県	白井市		○			30	有	白井市特別報酬等審議会	5	可	何人も (情報公開条例)	有	
千葉県	富里市		○			20	無		5	可	何人も	有	
千葉県	南房総市			○		5	無		5	可	情報公開条例の定めるところ	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容
千葉県	匝瑳市		○			13	無		可	①匝瑳市の区域内に住所を有する個人 ②匝瑳市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ③匝瑳市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④匝瑳市の区域内に存する学校に在学する者 ⑤匝瑳市税の納税義務がある者 ⑥実施機関（執行機関及び議会）が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	有	
千葉県	香取市			○		10	有	特別職報酬等審議会	可	何人も	有	
千葉県	山武市	○				15	無		可	何人も	有	全ての領収書（原本）添付
千葉県	いすみ市			○		3.5	無		可	市内に住所を有する者、市内に事業所又は事業所を有する個人又は法人	有	
千葉県	大網白里町			○		4.15	無		可	大網白里町情報公開条例第5条による。	有	収支報告書に係るすべての領収書
千葉県	一宮町			○		1	無		可	町内に住所を有する者	無	
千葉県	睦沢町		○			3	無		否		無	
千葉県	長生村		○			3	無		可	規定なし	有	領収書の添付：申合せ事項
千葉県	白子町			○		5	無		可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	無	
千葉県	長柄町		○			6	無		可	町内に住所を有する者及び町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	無	
千葉県	長南町		○			4	無		可	町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	無	
千葉県	大多喜町			○		3.5	無		可	・町内に住所を有する者 ・町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	無	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						意見聴取した第三者(機関)等の名称	請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
					内容									
千葉県	御宿町			○			3.5	無		可	<ul style="list-style-type: none"> ・町の区域に住所を有する者 ・町の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体 ・町の区域ないに存する事務所または事業所に勤務する者 ・町の区域内に存する学校に在学する者 ・上記のほか町等が行う事務事業に利害関係を有する者 	無		
計	45団体	20 団体	9 団体	13 団体	3 団体		9 団体			43 団体		34 団体		
東京都	千代田区	○					150	有	千代田区議会政務調査研究費交付額等審査会	5	可	何人も	有	1円以上の領収書原本
東京都	中央区				○	会派又は議員	130	有	中央区特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
東京都	港区	○					150	有	港区特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
東京都	新宿区	○					150	無		5	可	何人も	有	
東京都	文京区			○			140	無		5	可	何人も	有	
東京都	台東区	○					125	有	※額の変更にあたっては、学識経験者等の意見を求めるものと条例に規定している。	5	可	<ul style="list-style-type: none"> ①台東区内(以下「区内」という。)に住所を有する者 ②区内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ③区内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④区内に存する学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの 	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合 はその内容
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他									
					内容									
東京都	墨田区	○					140	有	墨田区特別職給料等及び政 務調査費審議会〔意見聴取 時(13.3.9)の名称：墨田区 特別職報酬等及び政務調査 費審議会〕	5	可	何人も	有	原本の添付
東京都	江東区	○					200	有	江東区特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
東京都	品川区	○					190	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	原本添付
東京都	目黒区				○	会派又は議員 の選択制	120	無		5	可	何人も	有	領収書等の証拠書類の原本 添付
東京都	大田区	○					230	無		5	可	①区の区域内に住所を有す る者 ②区の区域内に事務所又は 事業所を有する個人及び法 人その他の団体 ③区の区域内に存する事務 所又は事業所に勤務する者 ④区の区域内に存する学校 に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業 に利害関係を有するもの	有	1円以上
東京都	世田谷区				○	会派又は議員 の選択制	240	有	世田谷区特別職報酬等審議 会	5	可	何人も	無	
東京都	渋谷区	○					200	有	渋谷区政務調査費検討委員 会	5	可	何人も	有	原本
東京都	中野区	○					150	無		5	可	何人も	有	1件1万円以上の領収書原本
東京都	杉並区			○			160	有	杉並区特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
東京都	豊島区	○					150	有	豊島区特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収書等の証拠書類の原本 及び会計帳簿の写しを添付

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
東京都	北区	○				150	有	特別職報酬審議会	5	可	①区内に住所を有する個人 ②区内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ③区内に存する学校に在学する者 ④区内に事務所等を有する個人及び法人その他団体 ⑤実施機関が保有している区政情報の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他団体	有	原本又は写しを添付
東京都	荒川区	○				80	有	荒川区特別職議員報酬等及び給料審議会	3	可	①区の区域内に住所を有する者 ②区の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③区の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④区の区域内に存する学校に在学する者 ⑤上記のほか、情報の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体	有	なし(1円以上)
東京都	板橋区				○	180	有	東京都板橋区政務調査費審議会	3	可	何人も	有	原本添付
東京都	練馬区	○				210	有	練馬区特別職報酬等および議会政務調査費審議会	3	可	何人も	有	支出を明らかにした証拠書類等の写しを添付
東京都	足立区				○	160	有	足立区特別職報酬等審議会	5	可	①足立区内に住所を有する者 ②足立区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③足立区内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④足立区内に存する学校に在学する者 ⑤①～④に掲げるもののほか、情報の開示を請求する理由を具体的に示すことのできるもの	有	19.6.1より、すべての支出に関して領収書等の証拠書類の添付を義務付け
東京都	葛飾区	○				180	有	区議会政務調査費に関する懇談会	5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無			
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他					意見聴取した第三者（機 関）等の名称	請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合 はその内容	
													内容
東京都	江戸川区	○				200	有	江戸川区政務調査費審議会	5	可	何人も	有	
東京都	八王子市	○				60	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所を有する個人・法人・その他団体 ③市内に在勤・在学する者 ④その他公開を必要とする理由を明記できるもの	有	
東京都	立川市			○		20	無		5	可	何人も	有	原則すべての領収書
東京都	武蔵野市		○			40	無		5	可	制限なし	有	当該市政調査研究費の支出に係る領収書その他支出を証明する書類の写し
東京都	三鷹市	○				27	無		5	可	何人も	有	全ての領収書（原本）
東京都	青梅市		○			30	有	特別職報酬等審議会	5	可	無	有	
東京都	府中市	○				45	無		5	否		有	
東京都	昭島市			○		20	無		5	可	何人も	有	
東京都	調布市	○				25	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
東京都	町田市	○				60	有	町田市特別職報酬等及び政務調査費審議会	5	可	なし	有	
東京都	小金井市	○				30	無		5	可	何人も	有	1件1円以上
東京都	小平市	○				30	無		5	可	何人も	有	
東京都	日野市	○				45	有	日野市特別職報酬等審議会	3	否		有	
東京都	東村山市	○				12.5	無		5	可	何人も	無	
東京都	国分寺市		○			20	有	国分寺市特別職報酬等審議会	5	可	範囲の特定はない	有	1円以上
東京都	国立市	○				10	無		5	可	国立市情報公開条例による	有	全ての支出
東京都	福生市	○				20	無		5	可	福生市情報公開条例第5条に規定する者	有	
東京都	狛江市	○				25	無		5	可	何人も請求することができる	有	1件1円から
東京都	東大和市	○				11	無		5	可	情報公開条例に基づく	有	収支報告書に写しを添付

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合 はその内容
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他									
					内容									
東京都	清瀬市	○					10	無		5	可	情報公開条例に基づく	有	領収書の原本
東京都	東久留米市	○					8	無		5	可	何人も	有	
東京都	武蔵村山市	○					10	有	行政評価委員会	5	可	何人も	有	
東京都	多摩市	○					26	無		5	可	何人も可	有	
東京都	稲城市	○					25	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収書等の原本の添付
東京都	羽村市	○					15	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
東京都	あきる野市	○					20	有	政務調査費交付額検討委員 会	5	可	<ul style="list-style-type: none"> ・市の区域内に住所を有する者。 ・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体。 ・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者。 ・市の区域内に存する学校に在学する者。 ・上記に掲げるもののほか、議会が行う事務事業に利害関係を有する者。（ただし、そのものの有する利害関係に係る市政情報の公開に限るもの。） 	有	1円以上すべて
東京都	西東京市	○					20	無		5	可	<ul style="list-style-type: none"> ①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学する者 ⑤ ①～④に掲げるもののほか、議長が特に認めたもの 	有	
東京都	瑞穂町		○				8	無		5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無			
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他					意見聴取した第三者（機 関）等の名称	請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合 はその内容	
													内容
東京都	日の出町	○				4	無		可	何人も	有		
東京都	檜原村			○		3	無		否		無		
東京都	奥多摩町	○				5	無		可	何人も	有		
東京都	大島町		○			7	無		可	情報公開条例で定める請求 権者	有		
計	54団体	39 団体	5 団体	5 団体	5 団体	27 団体			51 団体		51 団体		
神奈川県	横浜市				○ 会派又は議員 の選択制	550	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	川崎市				○ 「会派」又は 「会派及び当 該会派所属議 員」の選択制	450	無		5	可	何人も	有	1円以上の全ての支出に対 して領収書添付
神奈川県	相模原市				○ 会派又は会派 に所属しない 議員	100	無		5	可	何人も	有	1円以上全ての支出
神奈川県	横須賀市				○ 原則議員だが 会派全員の合 意があれば会 派	139	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	平塚市		○			50	無		5	可	何人も	有	領収証の写しを添付
神奈川県	鎌倉市		○			50	有	鎌倉市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
神奈川県	藤沢市	○				107	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	小田原市		○			65	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	茅ヶ崎市	○				40	無		5	可	請求不要	有	
神奈川県	逗子市	○				20	無		5	可	何人も (情報公開条例)	有	1件1円以上
神奈川県	秦野市				○ 会派又は会派 に所属しない 議員	35	有	商工会議所、自治会連合 会、西湘地域連合、農協の 4団体の代表及び学識経験 者	5	可	何人も	有	
神奈川県	厚木市	○				600	無		5	可	何人も	有	全て

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た る第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合 はその内容	
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他									内容
神奈川県	大和市				○	会派又は会派 に所属しない 議員	35	有	参考人招致（5名）	5	可	何人も	有	
神奈川県	伊勢原市	○					20	有	特別職報酬等審議会	5	可	伊勢原市情報公開条例第5条 の規定による	有	
神奈川県	海老名市	○					18	無		5	可	何人も	有	1件1円以上
神奈川県	座間市				○	会派又は会派 に属さない議 員	16.5	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	南足柄市	○					10	有	南足柄市特別職報酬等審議 会	5	可	何人も	有	
神奈川県	綾瀬市	○					13	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	葉山町			○			20	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	寒川町			○			20	無		5	可	・町内に住所を有する者 ・町内に事務所又は事業所 を有する個人又は法人	有	
神奈川県	大磯町			○			10	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	二宮町			○			7.5	無		5	可	・町内に住所を有する者 ・町内の事業所（事務所） に勤務する者	有	
神奈川県	中井町			○			10	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	松田町			○			10	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	箱根町			○			10	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	愛川町			○			10	無		5	可	何人も	有	
計	26団体	8 団体	3 団体	8 団体	7 団体			5 団体			26 団体		26 団体	
新潟県	新潟市				○	会派又は会派 及び議員の選 択性	150 ※会派に 属さない 議員は120	無		5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
新潟県	長岡市	○				60	無		5	可	長岡市情報公開条例第5条に規定 ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 ・市内に所在する学校に在学する者 ・実施機関が行う事務事業に具体的な利害関係を有するもの	有	
新潟県	三条市	○				30	有	三条市特別職報酬等審議会	5	可	三条市情報公開条例第6条に規定 ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所または事業所に勤務する者 ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ・市内に存する学校に在学する者 ・実施機関（市長、教育委員会、議会等）が行う事務事業に具体的な利害関係を有するもの	有	
新潟県	柏崎市	○				40	無		5	可	何人も	有	
新潟県	新発田市			○		20	無		5	可	何人も	有	
新潟県	小千谷市		○			8	無		5	可	何人も	有	
新潟県	十日町市	○				13	無		5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
新潟県	見附市	○				4	有	見附市特別職報酬等審議会	5	可	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 ・市内に所在する学校に在学する者 ・上記に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に具体的な利害関係を有する者 	有	
新潟県	燕市	○				12	無		5	可	何人も	無	
新潟県	糸魚川市	○				15	有	糸魚川市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
新潟県	妙高市		○			15	有	妙高市特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有するもの	有	
新潟県	五泉市	○				13	無		5	可	五泉市情報公開条例による	有	
新潟県	上越市			○		50	有	上越市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
新潟県	阿賀野市			○		10	有	阿賀野市特別職報酬等審議会	5	可	何人も (情報公開条例による)	有	
新潟県	佐渡市			○		10	有	佐渡市特別職報酬等審議会	5	可	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人 	有	
新潟県	南魚沼市			○		10	無		5	可	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 	有	
新潟県	胎内市			○		10	無		5	可	何人も	有	
新潟県	聖籠町		○			10	無		5	可	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する者 ・町内に事務所又は事業所を有する者又は団体 ・町内の事業所又は事業所に勤務する者 	有	
新潟県	弥彦村			○		5	無		5	可	村内に住所を有する者又は村内の事業所に勤務する者	有	
新潟県	田上町			○		5	無		5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容
					内容								
新潟県	阿賀町		○				5	無	5	可	・町内に住所を有する者 ・町内に事務所等を有する団体等及び勤務するもの ・町に納税義務のある個人等 ・利害関係を有する個人等	有	
新潟県	出雲崎町			○			5	無	5	可	・町内に住所を有する者 ・町内に事業所等を有する法人	有	
新潟県	湯沢町			○			5	無	5	可	町内に住所、事務所、事務所を有する個人、法人、その他の団体	有	
新潟県	津南町		○				5	無	5	可	町内に住所を有する個人他	有	
新潟県	刈羽村			○			10	無	5	可	・村内に住所を有する者 ・村内に事務所を有する個人又は法人その他の団体 ・上記に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に具体的な利害関係を有する者	有	
新潟県	関川村			○			2.5	無	5	可	・村内に住所を有する者 ・村内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・情報公開機関の事務事業に直接利害関係を有する者 ・情報公開機関は上記の者以外の者から公文書の公開の申し出があった場合においても、公文書公開に努める	有	
計	26団体	8 団体	5 団体	12 団体	1 団体			7 団体		26 団体		25 団体	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
					内容									
富山県	富山市	○					150	無		5	可	（情報公開条例） ①市内に住所を有するもの ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に在する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に在する学校に在学する者 ⑤上記に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体	有	全ての支出にかかわるもの
富山県	高岡市	○					75	無		5	可	（情報公開条例） ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体	有	
富山県	魚津市	○					30	有	魚津市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	全ての支出にかかわるもの

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
					内容									
富山県	氷見市	○					38	無		5	可	(情報公開条例) ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤上記に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体	無	
富山県	滑川市	○					25	無		5	可	(情報公開条例) ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に存学する者 ⑤前各号に掲げる者のほか、議会が行う事務事業に具体的利害関係を有する者	有	領収書の写しの添付
富山県	黒部市	○					20	有	特別職報酬等審議会	5	否		無	
富山県	砺波市	○					27.5	有	砺波市特別職報酬等審議会	5	可	砺波市情報公開条例に基づく閲覧	有	領収書その他証拠書類の写し
富山県	小矢部市			○			20	無		5	可	何人も	無	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							内容	義務付けに要件がある場合はその内容	
富山県	南砺市			○		28	無		5	可	(情報公開条例) ①市に住所を有する者 ②市に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体 ③市に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市に存する学校に在学する者 ⑤①～④に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人、法人その他の団体	有	写し添付 領収書を徴することができない場合は支払い証明書を添付	
富山県	立山町	○				5	無		5	可	情報公開条例 何人も	有		
計	10団体	8 団体	8 団体	2 団体	2 団体		3 団体			9 団体		7 団体		
石川県	金沢市			○		180	有	金沢市特別職報酬等審議会	5	可	①本市の区域内(以下「市内」という。)に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している行政情報の公開を必要とする理由を明示して請求するもの	有	支出に係る事実を証する書類の写しを添付	
石川県	七尾市				○	20	無	会派又は議員の選択制	5	可	何人も	有	全て	
石川県	小松市		○			70	無		5	可	何人も	有	原則原本を添付	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容
石川県	輪島市		○			20	無	5	可	①市の区域内(以下「市内」という。)に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ①～④のほか、実施機関が保有する行政情報の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体	有	
石川県	珠洲市	○				20	無	5	可	市内に住所を有する者、市内に事務所等を有する個人及び法人等、市内の事務所等に勤務する者、市内の学校に在学する者、利害関係を有するもの	無	
石川県	加賀市		○			80	無	5	可	市民	有	すべて添付
石川県	羽咋市	○				20	無	5	可	何人も	有	
石川県	かほく市		○			20	無	5	可	何人も	有	
石川県	白山市	○				60	無	5	否		有	1円以上の領収書より添付
石川県	能美市		○			50	無	5	可	市内に住所を有する者	有	全ての支出(1円以上)に対して領収書の写しを添付
石川県	野々市市			○		20	有	特別職報酬等審議会	可	特になし	有	
石川県	津幡町			○		25	無		可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	
石川県	内灘町	○			会派の所属議員が1人の場合を含む	20	無		可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	
計	13団体	4 団体	6 団体	2 団体	1 団体		2 団体		12 団体		12 団体	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
福井県	福井市			○		150	有	福井市特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する個人、法人、団体、市内の事業所に勤務する者外	有	
福井県	敦賀市	○				40	無		5	可	①市内に住所を有する個人 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する個人 ④市内の学校に在学する個人 ⑤上記のほか、議会が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	支出はすべて領収書添付
福井県	小浜市		○			20	無		5	可	何人も	有	
福井県	大野市			○		40	有	大野市特別職報酬等審議会	5	可	①市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業について具体的な利害関係を有すると認められるもの	有	
福井県	勝山市	○				30	無		5	可	全て	有	領収書又は当該支出の事実を証する書類の原本又は写しを添付
福井県	鯖江市	○				50	無		5	可	何人も	有	領収書添付はすべて。領収書を徴し難い事情があるときは、支払証明書
福井県	越前市		○			60	無		5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た る第三者(機関)等からの意見 聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機 関)等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他							請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合 はその内容
					内容								
福井県	坂井市	○					50	無	5	可	①市内に住所を有するもの ②市内に事業所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ③市内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学 する者	有	支出に係る領収書その他の 証拠書類の写し
福井県	高浜町		○				8.5	無	5	可	町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を 有する個人又は法人	有	
計	9団体	4 団体	4 団体	1 団体	団体			2 団体		9 団体		9 団体	
山梨県	甲府市	○					30	無	5	可	市内に住所または事業所を 有する個人又は法人	有	すべての支出
山梨県	富士吉田市				○	会派又は議員	20	無	5	可	市内に住所または事業所を 有する個人又は法人	有	すべての支出
山梨県	山梨市	○					15	無	10	可	何人も	有	
山梨県	韮崎市	○					10	無	5	可	何人も	有	
山梨県	南アルプス市	○					15	有	5	可	特別職報酬等審議会	有	
山梨県	北杜市			○			10	有	5	可	特別職報酬等審議会	有	
山梨県	甲斐市				○	会派又は議員	10	無	5	可	①市内に住所または事業所 を有する個人又は法人 ②市内に存する事業所に勤 務する者又は市内に存する 学校に在学する者	有	すべての支出
山梨県	笛吹市				○	会派又は議員	10	無	5	可	何人も	有	すべての支出
山梨県	甲州市	○					10	無	5	可	①市内に住所または事業所 を有する個人又は法人 ②市内に存する事業所に勤 務する者又は市内に存する 学校に在学する者 ③その他利害関係を有する 者	有	
山梨県	中央市				○	会派又は議員	10	有	5	可	特別職報酬等審議会	有	
山梨県	昭和町		○				5	無	5	可	何人も	有	すべての支出

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た る第三者(機関)等からの意見 聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無			
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他					意見聴取した第三者(機 関)等の名称	請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合 はその内容	
													内容
山梨県	富士河口湖町			○		2	無		3	可	町内に住所または事業所を 有する個人又は法人	無	
計	12団体	5 団体	1 団体	2 団体	4 団体		3 団体		12 団体			11 団体	
長野県	長野市	○				85	有	長野市特別職報酬等審議会	6	可	何人も	有	全てのもの
長野県	松本市	○				20	有	特別職報酬等審議会	3	可	何人も	有	全て
長野県	上田市	○				20	無		5	可	特に無し	有	全て
長野県	岡谷市	○				9	無		5	可	何人も	有	
長野県	飯田市	○				12	無		5	可	何人でも	無	条例には規定はないが報告 時に添付し、閲覧(公表)
長野県	諏訪市			○		10	無		10	可	何人	有	全ての領収書
長野県	須坂市	○				12.5	無		5	可	特になし	有	
長野県	小諸市			○		9	無		5	可	何人も	有	すべて
長野県	伊那市	○				10	無		5	可		有	
長野県	中野市			○		8	無		5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に勤務する者 ・市内に在学する者 ・市内に事務所又は事業所 を有する個人、法人その他 の団体(国及び地方公共団 体を除く) ・上記に掲げるもののほ か、利害関係を有する者	有	すべて
長野県	大町市	○				3	無		5	可	何人も	有	全て
長野県	飯山市			○		10	無		5	可	市民	有	
長野県	茅野市			○		10	有	委員会条例による参考人を 招聘。市内各種団体代表者 5名	5	可	何人も	有	茅野市旅費規程による旅費 以外は全て添付
長野県	塩尻市	○				8	無		5	可	何人も	有	写しの添付
長野県	佐久市			○		10	有	特別職報酬等審議会	10	可	市内居住者及び市内勤務者	有	全部

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合はその内容	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他									
														内容
長野県	千曲市				○	会派または会派に属さない議員	10	無		5	可	何人も	有	金額にかかわらずすべて添付
長野県	東御市	○					10	無		5	可	市民及び勤務者等	有	
長野県	安曇野市				○	会派及び会派に所属しない議員	7.5	有	安曇野市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
長野県	軽井沢町			○			8.3	無		5	可	制限なし	無	
長野県	御代田町		○				6	無		5	可	・町内に住所を有するもの ・町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・町内の事務所又は事業所に勤務する者 ・前3号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	全て
長野県	立科町			○			6.5	無		3	可	○町内に住所を有する者 ○町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	
長野県	長和町		○				5	無		5	可	規定なし	無	
長野県	下諏訪町		○				8.5	無		10	可	何人も	有	
長野県	坂城町		○				5			5	可	何人も	無	
長野県	信濃町		○				3	無		5	可	公文書公開条例に定める者	無	
計	25団体	10団体	8団体	5団体	2団体			5団体		25団体			20団体	
岐阜県	岐阜市				○	会派または議員	150	無		5	可	何人も	有	
岐阜県	高山市			○			16	無		5	可	何人も	有	全て添付
岐阜県	多治見市	○					4月のみ21.2、その他の月は20.8	有	多治見市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収証書を徴することができないときは、会派の経理責任者の支払証明書をもって領収証書に代えることができる

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
岐阜県	関市	○				10	有	関市特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤前項のほか実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	全て添付
岐阜県	中津川市	○				10	有	中津川市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	すべての領収書
岐阜県	瑞浪市	○				8	有	瑞浪市特別職報酬等審議会	5	可	制限なし	有	全て添付
岐阜県	羽島市	○				6.6	無		5	可	何人も	有	全て添付
岐阜県	恵那市			○		4	無		5	可	何人も（恵那市議会情報公開条例に基づく）	有	金額に関わらず全て添付する。ただし、領収書を徴することができない場合は、会派の代表者の支払証明書を添付。
岐阜県	美濃加茂市	○				10	無		7	可	情報公開条例に基づく	有	全て添付
岐阜県	土岐市	○				12.5	有	土岐市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	全て添付
岐阜県	各務原市	○				30	有	各務原市特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者	有	全て添付
岐阜県	可児市	○				20	無		5	可	制限なし	有	全て添付
岐阜県	本巣市			○		20	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者	有	全て添付

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た る第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無			
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他	内容					意見聴取した第三者（機 関）等の名称	請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合 はその内容	
岐阜県	白川村	○					2.25	無		5	可	①村内に住所を有する者 ②村内に事務所又は事業所 を有する個人又は法人	無	
計	14団体	10 団体		3 団体	1 団体			6 団体			14 団体		13 団体	
静岡県	静岡市	○					250	有	特別職報酬等審議会	10	可	何人も	有	
静岡県	浜松市	○					150	有	浜松市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
静岡県	沼津市	○					40	有	沼津市特別職報酬等審議会	5	可	何人も（閲覧はしていない が、沼津市情報公開条例に 基づき公開）	有	
静岡県	三島市	○					15	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
静岡県	富士宮市	○					25	有	富士宮市特別職報酬等審議 会	5	可	何人も	有	領収書が取得できない場合 は、支払証明書を添付
静岡県	島田市		○				16.7	無		5	可	何人も	有	
静岡県	富士市	○					37.5	無		10	可	何人も	無	
静岡県	磐田市	○					25	有	特別職報酬等審議会	10	可	何人も	有	全件添付
静岡県	焼津市	○				1人会派も認 める	25	有	政務調査費審議会	5	可	何人も	有	徴し難い事情がある場合を 除く
静岡県	掛川市	○					25	無		5	可	市内に住所を有する者、市 内に事務所又は事務所を有 する個人又は法人	有	
静岡県	藤枝市			○			25	有	藤枝市議員報酬等審議会	10	可	何人も	有	領収書をとれるものは全て
静岡県	御殿場市	○					16.7	有	御殿場市報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者、市 内に本籍を有する者 ほか	有	
静岡県	袋井市	○					25	無		5	可	何人も	有	領収書等（全支出額）
静岡県	裾野市			○			25	有	特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者	有	全て（支払証明）
静岡県	菊川市	○				1人会派も含 む	8.3	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
静岡県	函南町			○			10	無		5	可	町内在住及び勤務先等	有	全て
静岡県	清水町	○					12.5	無		5	可	何人も	有	全ての支出

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合はその内容
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容								
静岡県	長泉町				○	会派のみだが、1人会派も含む	12.5	無		5	可	町内に住所を有するもの、町内に住所を有する法人	有	領収書発行されるもの全て
静岡県	森町		○				10	無		5	可	何人も	無	
計	19団体	13 団体	2 団体	3 団体	1 団体			11 団体		19 団体			17 団体	
愛知県	名古屋市	○					500	無		5	可	何人も	有	
愛知県	豊橋市				○	会派又は会派に属さない議員	90	無		5	可	何人も	有	やむを得ない理由により、領収書等の証拠書類を徴することができない場合は、会派の代表者が支出を証明する書類の写し
愛知県	岡崎市				○	会派又は会派に属さない議員	50	無		5	可	何人も	有	
愛知県	一宮市		○				30	有	一宮市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
愛知県	瀬戸市	○					13	無		5	可	何人も	有	
愛知県	春日井市	○					30	有	政務調査費に係る意見聴取(有識者)	5	可	・市内に住所を有する者・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者・実施機関が行う事務又は事業に具体的利害関係を有する者	有	議長が特に必要でないとするものについては、この限りでない。
愛知県	豊川市	○					23	無		5	可	何人も	有	
愛知県	津島市	○					13	無		5	可	津島市議会政務調査費の交付に関する条例では、 ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人 津島市情報公開条例では、何人も	有	領収書等を徴し難い事情があったときは、その事由、金額、支払日、支払先等を記載した書面

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容			
													内容	
愛知県	碧南市	○				16.5	無		5	可	何人も	有	やむを得ない理由により、領収書を徴することができない場合は、会派の代表者の支払証明書をもって、これに代えることができる。	
愛知県	刈谷市				○	会派又は会派に属さない議員	19	無		5	可	何人も	無	
愛知県	豊田市				○	会派又は会派に属さない議員	32	有	議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会	5	可	何人も	有	領収書等の証拠書類を徴しがたい場合には、会派の代表者又は議員が支出を証明する書類の写し
愛知県	安城市				○	会派又は会派に属さない議員	30	有	安城市政務調査費検討委員会	5	可	何人も	有	
愛知県	西尾市	○					15	無		5	可	何人も	有	
愛知県	蒲郡市				○	会派又は会派に属さない議員	24	無		5	可	何人も	有	
愛知県	犬山市				○	会派又は会派に属さない議員	12.5	無		5	可	何人も	有	
愛知県	常滑市	○					9	無		5	可	何人も	有	旅費規程に基づく旅費以外の領収書等の証拠書類を添付
愛知県	江南市	○					13	無		5	可	何人も	有	
愛知県	小牧市				○	会派又は会派に属さない議員	25	有	小牧市特別職報酬審議会	10	可	何人も	有	
愛知県	稲沢市	○					20	無		5	可	何人も	有	やむを得ない理由により領収書を徴することができないときは、会派の代表者の支払証明書を持ってこれに代えることができる。
愛知県	新城市				○	会派又は会派に属さない議員	13	無		5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					意見聴取した第三者(機関)等の名称	請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容
					内容							
愛知県	東海市	○				18	無	5	可	何人も	有	旅費規程に基づく旅費以外で徴収できるものすべて(社会慣習その他の事情により領収書等を徴収することが困難なときは、この限りでない。)
愛知県	大府市	○				15	有	5	可	何人も	有	領収書を徴収することが困難なときは、支払証明書に代えることができる。宿泊料については、領収書等を必要としない。
愛知県	知多市	○				17	無	5	可	何人も	有	
愛知県	知立市	○				15	無	5	可	何人も	有	
愛知県	尾張旭市				○	13	無	5	可	何人も	有	
愛知県	高浜市	○				15	無	5	可	何人も	有	領収書(やむを得ない理由により、領収書を徴収することができない場合は、会派の代表者の支払証明書をもってこれに代えることができる。)その他これに類する書類の写し。
愛知県	岩倉市				○	15	無	5	可	何人も	有	
愛知県	豊明市	○				13	無	5	可	何人も	有	旅費は除く
愛知県	日進市				○	13	無	5	可	何人も	有	議長が特に必要でないとするものについては、この限りでない。
愛知県	田原市	○				13	無	5	可	何人も	有	
愛知県	清須市				○	15	無	5	可	何人も	有	やむを得ない理由により領収書を徴収することができないときは、会派代表者及び議員の支払証明書を持ってこれに代えることができる。

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他					請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容		
													内容
愛知県	北名古屋市		○			10	無		5	可	何人も	有	領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面
愛知県	みよし市	○				10	無		5	可	何人も	有	領収書等の証拠書類を徴しがたい場合には、会派の代表者が支出を証明する書類の写し
愛知県	長久手市		○			10	無		5	可	何人も	有	
愛知県	東郷町		○			10	有	東郷町特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	社会慣習その他の事情により領収書等を取得することが困難であるときは、規則で定める支払証明書をもって当該領収書等の写しに代えることができる。
愛知県	大口町	○				5	無		5	可	何人も	無	
愛知県	扶桑町				○	5	無	会派又は会派に属さない議員	5	可	何人も	有	領収書を徴することが困難な場合（講師謝礼金等）は、当該会派の代表者の支払証明書をもってこれに代えることができる。旅費の定額の規定及び公共交通機関を利用する場合は不要
愛知県	蟹江町				○	5	無	会派又は会派に属さない議員	5	可	何人も	有	公共交通機関以外のすべての領収書の添付
愛知県	阿久比町	○				5	無		5	可	何人も	有	社会慣習その他の事情により領収書等を取得することが困難なときは、この限りでない。
愛知県	東浦町	○				5	無		5	可	何人も	有	社会慣習その他の事情により領収書等を取得することが困難なときは、この限りでない。
愛知県	幸田町				○	5	無	会派又は会派に属さない議員	5	可	何人も	有	領収書等の証拠書類を徴しがたい場合は、会派の代表者又は会派に属さない議員が支出を証明する書類の写し

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た る第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無			
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他	内容						意見聴取した第三者（機 関）等の名称	請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合 はその内容
計	41団体	21 団体	4 団体		16 団体		7 団体		41 団体	39 団体				
三重県	津市	○				40	有	津地区合併協議会特別職報酬等検討委員会	5	可	何人も	有	金額の下限なし	
三重県	四日市市	○				70	無		5	可	何人も	有		
三重県	伊勢市	○				30	無		10	可	何人も	有	領収書等の写しの添付	
三重県	松阪市	○				25	無		5	可	何人も	有		
三重県	桑名市			○		50	無		5	可	何人も	有		
三重県	鈴鹿市	○				50	無		5	可	何人も	有	すべて領収書が必要	
三重県	名張市	○				40	無		5	可	何人も	有	領収書の写し等	
三重県	尾鷲市			○		12	無		5	可	何人も	有	領収書の写し等の添付	
三重県	亀山市	○				20	無		5	可	何人も	有	全て	
三重県	鳥羽市	○				10	無		5	可	何人も	無		
三重県	いなべ市	○				30	無		5	可	何人も	有	領収書の写し等	
三重県	志摩市	○				10	無		5	可	何人も	有		
三重県	伊賀市			○		20	無		5	可	何人も（伊賀市情報公開条例に基づく）	有	領収証等の証拠書類の写し	
三重県	東員町		○			10	無		5	可	町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人・法人	有	領収書の写し等の添付	
三重県	菰野町			○		30	無	-	5	可	町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有		
三重県	朝日町		○			10	無		5	可	町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人・法人	有	領収書の写し等の添付	
三重県	川越町		○			10	無		5	可	何人も（川越町情報公開条例に基づく）	有	領収書の写し等	
三重県	紀北町		○			10	無		5	可	何人も	有	証拠書類の写しを添付	
計	18団体	10 団体	4 団体	4 団体			1 団体		18 団体	17 団体				

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっ ての第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合 はその内容
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他								
滋賀県	大津市	○				70	有	大津市特別職報酬等審議会	5	可	大津市情報公開条例による	有	領収書等証拠書類の写し
滋賀県	彦根市	○				17	有	彦根市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収書等証拠書類の写し
滋賀県	長浜市			○		20	有	長浜市特別職報酬等審議会	5	可	何人も（長浜市情報公開条 例に基づく）	有	領収書等証拠書類の原本
滋賀県	近江八幡市	○				20	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収書等証拠書類の写し
滋賀県	草津市	○				30	有	草津市特別職報酬等審議会	5	可	何人も ※ホームページでも公開	有	領収書等証拠書類の写し
滋賀県	守山市	○				20.8	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
滋賀県	栗東市			○		15	有	栗東市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	支出に係る領収書の写し (領収書を徴し難い事情が あった支出は備考欄にその 旨記載)
滋賀県	甲賀市			○		20	無		5	可	何人も	有	領収書等証拠書類の写し
滋賀県	野洲市			○		10	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
滋賀県	湖南市				○	8	有	特別職報酬等審議会	5	可	情報公開条例に基づく	有	支出に係る領収書の写し (領収書を徴し難い事情が あった支出は備考欄にその 旨記載)
滋賀県	高島市	○				20	有	高島市議員報酬等審議会	5	可	情報公開条例に基づく	有	
滋賀県	東近江市				○	20	有	東近江市特別職報酬等審議 会	5	可	何人も	有	
滋賀県	米原市			○		10	無		5	可	情報公開条例に基づく	有	
計	13団体	6 団体	5 団体	5 団体	2 団体		11 団体			13 団体		13 団体	
京都府	京都市			○		540	無		5	可	何人も	有	全ての支出
京都府	福知山市	○				1	無		永年	可	何人も	有	全て添付
京都府	舞鶴市			○	会派に対して 所属議員数に 応じて交付。 会派に属しな い議員は、議 長が認めた場 合に交付。	26	無		5	可	何人も	有	全て添付

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者		収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他					請求権者の範囲	有	義務付けに要件がある場合 はその内容	
													内容
京都府	綾部市	○				16	無		6	可	何人も	有	全て添付
京都府	宇治市				○	会派または無 会派議員	・会派に 対して所 属議員1 人当たり 30 ・無会派 議員に20	有	5	可	何人も	有	全て添付
京都府	宮津市	○						無	5	可	何人も	有	領収書及び証拠書類（金額 要件なし）
京都府	亀岡市	○						無	5	可	何人も	有	収支報告書に領収書の写し を添付する
京都府	城陽市	○						無	10	可	何人も	有	全て添付
京都府	向日市	○				所属議員が一 人の場合も含 む		無	5	可	向日市情報公開条例に基づ く (1)市の区域内に住所を有す る個人 (2)市の区域内に事務所又は 事業所を有する個人及び法 人その他の団体 (3)市の区域内に存する事務 所又は事業所に勤務する個 人 (4)市の区域内に存する学校 に在学する個人 (5)前各号に掲げるもののほ か、実施機関が行う事務事 業に利害関係を有する個人 及び法人その他の団体	有	領収書の発行可能なものは 全ての支出に対し添付する
京都府	長岡京市			○				有	12.5	可	何人も	有	全てを添付（支払証明書で も可）

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合はその内容	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他									
					内容									
京都府	八幡市				○	会派または無会派議員	・会派に対して所属議員1人当たり20 ・無会派議員に20	有	八幡市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	収支報告書に領収書の写しを添付する
京都府	京田辺市				○	会派及び会派に所属しない議員		15	無	5	可	京田辺市情報公開条例に基づく (1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 市内に存する学校に在学する者 (5) 上記以外で実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	有	例規上の規定はないが、内規として、会計帳簿（現金出納帳、仕訳帳）と領収書の写し又は支出が証明できる書類の添付を義務付けている。
京都府	南丹市	○						10	無	5	可	南丹市情報公開条例に基づく (1) 本市の区域内に住所を有する個人 (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 (4) 本市の区域内に存する学校に在学する個人 (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体	有	・収支報告書に領収書の写しを添付する。 ・全てを添付（政務調査活動記録簿でも可）

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他								義務付けに要件がある場合はその内容	
					内容									
京都府	木津川市				○	会派又は無会派議員	・会派に属する議員 10 ・会派に属しない議員 7	無	5	可	木津川市情報公開条例に基づく (1)市の区域内に住所を有する個人 (2)市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3)市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 (4)市の区域内に存する学校に在学する個人 (5)前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体	有	領収書の写しの添付	
京都府	大山崎町	○					5	無	5	可	何人も	有	全ての支出に領収書を添付	
京都府	久御山町				○	会派/会派に属しない議員	5/3	無	5	可	何人も	有	報告金額に上限・下限の規程無し	
京都府	精華町				○	会派/無会派議員	7/5	無	5	可	町内に住所を有するもの町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	領収書の写しの添付	
計	17団体	8 団体		2 団体	7 団体			3 団体		17 団体			17 団体	
大阪府	大阪市	○	○	○			(1)会派に交付の場合は570 (2)会派及び議員に交付の場合は会派に95、議員に475 (3)会派に属さない議員に交付の場合は475	有	大阪府特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
大阪府	堺市			○			300	無	3	可	制限なし	有		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容
大阪府	岸和田市	○				50	無		可	・市内に住所を有する者 ・市内の事務所又は事業所に勤務する者 ・市内の学校に在学する者 ・市内の事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	有	
大阪府	豊中市	○				70	有	豊中市特別職報酬等審議会	可	①市の区域内に1住所を有する者 ②市税の納税義務者 ③上記以外に、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	全ての支出に対して添付が必要
大阪府	池田市	○				60			可	何人も	無	
大阪府	吹田市	○				110	無		可	請求権者の範囲なし	有	
大阪府	泉大津市	○				25	無		可	市内に住所を有する者 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 市内に存する学校に在学する者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 市に対して納税義務を有するもの 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	有	
大阪府	高槻市		○			70	有	高槻市特別職報酬等審議会	可	何人も	有	
大阪府	貝塚市		○			30	無		可	市内に在住、在職、在学、市の行政に利害関係を有する者	有	金額にかかわらず、写しを添付する。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
					内容									
大阪府	守口市	○					30	有	守口市特別職報酬等審議会	5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ③市の区域内に存する学校に在学する者 ④市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	有	
大阪府	枚方市		○				70	無		収支報告書提出年度から5年間	可	枚方市情報公開条例に規定されているもの	有	収支報告書、会計帳簿、領収書等の証拠書類、旅費計算書、研修・視察報告書
大阪府	茨木市			○			40	有	茨木市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	茨木市政務調査費の交付に関する条例に「会計帳簿及び領収書等の証拠書類」を添付することが義務付けされている。
大阪府	八尾市			○			70	有	公認会計士、弁護士、関西学院大学法科大学院教授	5	可	何人も	有	
大阪府	泉佐野市	○					50	無		5	可	何人も	有	
大阪府	富田林市	○					95	無		5	可	何人も	有	
大阪府	寝屋川市			○			70	無		4	可	情報公開条例に定める者（市内に在住、通勤、在学並びに市税の納税義務を有する者）	有	
大阪府	河内長野市	○					50	無		5	可	何人も	有	
大阪府	松原市	○					85	無		5	可	・市内に住所を有する者。 ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者。 ・市内に存する学校に在学する者。 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体。	有	全て

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合はその内容
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他								
大阪府	大東市	○				80	有	大東市特別職報酬等審議会	5	可	<ul style="list-style-type: none"> ・市の区域内に住所を有する者 ・市の区域内の事務所または事業所に勤務する者 ・市の区域内の学校に在学する者 ・市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体 ・前各号に掲げるもののほか、市の行政に利害関係を有するもの 	有	
大阪府	和泉市		○			70	無		5	可	何人も閲覧可（情報公開請求があれば）	有	領収書については収支報告書のすべてに添付するが、領収書を徴し得ないものについては、支払証明書を添付する
大阪府	箕面市	○				45	有	箕面市特別職報酬等審議会	10	可	何人も	有	
大阪府	柏原市			○		40	無		5	可	何人も	有	政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び会派に属さない議員は、前年度の交付に係る政務調査費について、収入及び支出の報告書を作成し、会計帳簿及び領収書等の証拠書類を添えて毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。
大阪府	羽曳野市	○				80	無		5	可	何人も	有	1件1円以上
大阪府	門真市		○			45	無		5	可	法人その他の団体及び外国人を含む広義の市民など	有	すべての支出

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
大阪府	摂津市	○				30	有	特別職報酬等審議会	5	可	<ul style="list-style-type: none"> ・市の区域内に住所を有する者 ・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ・市の区域内に存する学校に在学する者 ・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・市税の納税義務を有する者 ・上記の者のほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者 	有	
大阪府	高石市		○			36	有	高石市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
大阪府	藤井寺市	○				30	無		5	可	何人も	有	
大阪府	東大阪市	○				200	無		5	可	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の区域内に住所を有する者 ・本市の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 ・本市の区域内の学校に在学する者 ・本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・上に掲げるもののほか、議会が行う事務に利害関係を有するもの 	有	
大阪府	泉南市		○			50	無		5	可	何人も（※泉南市情報公開条例第5条第1項及び第2項に基づく）	有	
大阪府	四條畷市		○			40	無		5	可	何人も	有	
大阪府	交野市		○			50	無		5	可	何人も	有	
大阪府	大阪狭山市	○				35	無		5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容
					内容								
大阪府	阪南市		○				10千円 (平成23年4月1日～成25年9月30日まで半額分を凍結している) 【参考】通常の場合、20千円	無	5	可	阪南市情報公開条例に準ずる者 ①市の区域内に住所有する者 ②市の区域内に存する事務所又は事務所に勤務する者 ③市の区域内に存する学校に在学する者 ④市の区域内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体 ⑤市税の納税義務があるもの ⑥前各号に掲げるもののほか、実施期間が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	収支報告書の提出に際し、会計帳簿及び領収書等の証拠書類の写しを添付しなければならない。
大阪府	豊能町	○					15	無	3	可	・町内に住所を有する者 ・町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	無	
大阪府	能勢町			○			10	無	5	可	①町内に住所を有する者 ②町内の事業所(事務所)に勤務する者 ③町内の学校に在学する者 ④町内に事業所(事務所)を有する個人及び法人等 ⑤その他町行政に利害関係を有する者	無	条例・規則等で規定していないが、収支報告時に領収書の添付を求めている。
大阪府	忠岡町			○			5		5	可	何人も	無	
大阪府	熊取町	○					10	無	10	可	町の区域内に住所有する者・町の区域内の事務所又は事務所に勤務する者・町の区域内の学校に在学する者・町の区域内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体・町の行政に利害関係を有するもの	無	
大阪府	田尻町	○					5	無	5	可	何人でもできる	無	
大阪府	岬町		○				5	無	5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
大阪府	太子町	○				10	無	5	可	①町の区域内に住所を有する者 ②町の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 ③町の区域内の学校に在学する者 ④町の区域内に事務所又は事業所を有する個人あるいは法人その他の団体 ⑤前各号に掲げるもののほか、町の行政に利害関係を有する者	無		
大阪府	河南町	○				15		5	可	・町内に住所を有する者 ・町内の事業所（事務所）に勤務する者 ・町内の学校に在学する者 ・町内に事務所（事業所）を有する個人（法人） ・町税の納税義務を有する者 ・実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	無		
大阪府	千早赤阪村	○				15	無	5	可	・本村に住所を有する者 ・本村に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・本村に存する事務所又は事業所に勤務する者 ・本村に存する学校に在学する者 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの ・その他から申し出があった場合も公開に努める	無		
計	42団体	24 団体	12 団体	8 団体				10 団体		42 団体		33 団体	
兵庫県	神戸市	○				380	無	5	可	何人も	有		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							内容	義務付けに要件がある場合はその内容	
													有	無
兵庫県	姫路市	○				85	無		可	姫路市情報公開条例第5条に掲げるもの ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に所在する学校に在学する者 ⑤市税の納税義務を有するもの ⑥前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	有			
兵庫県	尼崎市	○				75	無		可	何人も	有	1件1円以上		
兵庫県	明石市	○				80	無		可	何人も	有	すべて		
兵庫県	西宮市			○		150	無		可	制限なし	有			
兵庫県	洲本市	○				12.5	無		可	・市の区域内に住所を有する者 ・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ・市の区域内に存する学校に通学する者 ・実施期間が行う事務又は事業に利害関係を有する者	無			
兵庫県	芦屋市				○	会派又は会派に所属しない議員	70	無	可	何人も請求できる	無	添付義務はないが閲覧は可（規則で定めている）		
兵庫県	伊丹市		○			60	無		可	何人も	有	全件		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
兵庫県	相生市	○				12	無		5	可	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 市内の事務所又は事業所に勤務する者 市内の学校に在学する者 相生市情報公開条例第2条第1号に規定する実施期間が行う事務事業に利害関係を有する者	有	
兵庫県	豊岡市	○				10	無		5	否		無	
兵庫県	加古川市			○	会派及び会派に属さない議員に対して交付	70	無		10	可	制限なし	有	すべて
兵庫県	赤穂市		○			13.75	無		5	可	何人も	有	
兵庫県	西脇市	○				3	無		5	可	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 市内の事務所又は事業所に勤務する者 市内の学校に在学する者 議長が特に認めた者	有	関係証拠書類の写しを添付
兵庫県	宝塚市	○				80	無		5	可	無制限	有	すべての支出対象
兵庫県	三木市	○				10	有	三木市・吉川町合併協議会	5	可	①市内に住所を有するもの ②市内に事業所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③上記以外の実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	全ての領収書
兵庫県	高砂市			○		25	無		5	可	何人も	有	当該支出に係る領収書等の証拠書類の写しを添付
兵庫県	川西市	○				60	無		5	可		有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
兵庫県	小野市	○				20	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体		
兵庫県	三田市	○				45	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
兵庫県	加西市	○				8.3	有	加西市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	1件1円以上
兵庫県	篠山市				○	20	無	会派及び会派無所属議員	5	可	特に条件なし	有	1円以上
兵庫県	養父市		○			5	無		5	可	制限なし	有	
兵庫県	丹波市			○		10	無		5	可	何人でも可	有	すべて添付
兵庫県	南あわじ市			○		12.5	無		5	可	何人も	有	すべて
兵庫県	朝来市	○				10	無		5	可	全て	有	活動報告書と領収書は原本
兵庫県	宍粟市				○	15	無	会派又は会派に属さない議員	5	可	市民	有	
兵庫県	たつの市		○			10	無		5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他 ・市内の事務所等に勤務する者 ・市内の学校に在学するもの	有	領収書等の証拠書類の写しを添付する
兵庫県	猪名川町	○				20	無		5	可	何人も	有	全て添付
兵庫県	稲美町				○	10	無	会派所属議員は会派を通して月額1万円を、会派に属さない議員には直接1万円を交付する	5	可	稲美町情報公開条例の請求権者に同じ1町内に住所を有する者2町内に事務所を有する個人及び法人その他の団体3町内の事務所又は事務所に勤務する者4町内の学校に在学する者5前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に例外関係を有する者	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合 はその内容
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他								
		内容											
兵庫県	播磨町	○				10	無		可	播磨町情報公開条例の開示 請求者に同じ。 ①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所 を有する個人、法人その他 団体 ③町内の事務所・事業所に 勤務する者 ④町内の学校に在学する者 ⑤町税の納付義務を有する 者 ⑥実施機関が行う事務事業 に利害関係を有する者	有	支払伝票に領収書等の支払 証拠書類を添付	
兵庫県	福崎町		○			10	なし		可	福崎町情報公開条例の開示 請求権者と同じ	有	全ての支出書類の添付	
兵庫県	香美町	○				5	無		可	一般	有		
兵庫県	新温泉町		○			2.5	無		可	何人も	無		
計	33団体	18 団体	6 団体	5 団体	4 団体		3 団体		32 団体		28 団体		
奈良県	奈良市				○	70	無		可	奈良市情報公開条例手続き による	有		
奈良県	大和高田市		○			15			可	何人も	有	領収書写しの添付	
奈良県	天理市		○			50	無		可	何人も	有	すべて添付	
奈良県	橿原市		○			42	無		可	市の区域内に住所を有する 者 市の区域内に事務所又は事 業所を有する法人	有	全て	
奈良県	桜井市				○	20	無		可	桜井市情報公開条例第5条に 規定する者	有		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合はその内容
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他								
		内容											
奈良県	五條市		○			30	無		5	可	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人 市に納税義務を負う者	有	領収書等の証拠書類の写し
奈良県	御所市		○			20	無		5	可	何人も	有	すべて
奈良県	生駒市	○			会派は、所属議員一人の場合も含む	30	無		5	可	誰でも可	有	
奈良県	香芝市		○			50	無		5	可	市内に住所を有する者 他	有	領収書の添付及び明確な内訳が記載されていないものは認めない
奈良県	宇陀市		○			30			5	可	何人	有	
奈良県	川西町		○			10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤ ①～④以外で実施機関が行う事務事業に直接的な利害関係を有するもの	有	
奈良県	三宅町		○			10			5	可	町内に住所を有する者	有	全ての領収書
奈良県	田原本町		○			20	無		5	可	町内に住所を有する者他	有	
奈良県	広陵町		○			10			5	可	町内に住所を有する個人、町内に事務所等を有する個人及び法人、町の区域内に存する学校に在学する個人並びに利害関係人	有	
奈良県	東吉野村		○			10	無		5	可	村内に住所を有する者 村内に事務所等を有する個人・法人	有	
計	15団体	1 団体	12 団体	2 団体	2 団体				15 団体			15 団体	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
					内容									
和歌山県	和歌山市	○					100	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	
和歌山県	海南市		○				20	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	無	
和歌山県	橋本市		○				20	無		5	可	市内に住所を有する者等	有	領収書は写しの添付
和歌山県	御坊市		○				10	無		5	可	市情報公開条例第5条の規定による	無	
和歌山県	田辺市	○					20	無		5	可	市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内の学校に在学する者、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体	有	
和歌山県	新宮市		○				10	無		5	可	何人も	有	
和歌山県	岩出市		○				30	無		5	可	市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、市内に存する事務所又は事務所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者	有	
和歌山県	紀美野町		○				5	無		5	可	町内に住所を有するもの、町内に事務所(事業所)を有するもの	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無			
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他									
					内容									
										請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合 はその内容			
和歌山県	湯浅町		○				4	無		10	可	何人も可	有	
和歌山県	広川町		○				6	無		10	可	・町内に住所を有するもの ・町内に事業所を有する個人 又は法人	有	
和歌山県	有田川町		○				6	無		5	可	①町内に住所を有する個人 ②町内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ③町内に存する事務所又は 事業所に勤務する個人 ④実施機関が行う事務事業 に利害関係を有するもの	有	
和歌山県	有田川町		○				6	無		5	可	①町内に住所を有する個人 ②町内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ③町内に存する事務所又は 事業所に勤務する個人 ④実施機関が行う事務事業 に利害関係を有するもの	有	
和歌山県	白浜町		○				15	無		5	可	町情報公開条例第5条の規定 による	有	
和歌山県	上富田町		○				6	無		5	可	町内に住所を有する者 町内 に事務所又は事業所を有す る個人及び法人その他の団 体 町内に存する事務所又 は事業所に勤務する者 町 内に存する学校に在学する 者	有	金額の制限なし
和歌山県	すさみ町		○				5	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所 を有する個人又は法人	有	証拠書類等の写しを添付
和歌山県	串本町		○				17	無		5	可	何人も可	有	
計	16団体	2 団体	14 団体	団体	団体			団体		16 団体			14 団体	
鳥取県	鳥取市				○	会派又は会派 に属さない議 員	30	無		5	可	①市内の住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所 を有する個人または法人	有	1円以上
鳥取県	米子市	○					37.5	無		5	可	ただし、米子市情報公開条 例に基づく	有	領収書その他政務調査費の 証拠となる書類

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容		
					内容										
鳥取県	倉吉市		○				10	無		5	可	市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者、議会又は議員と利害関係を有する者	無		
鳥取県	境港市	○					13	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤市の行政に利害関係を有するもの	有	全て添付	
計	4団体	2 団体	1 団体	1 団体	1 団体				団体		4 団体			3 団体	
島根県	松江市		○				25	無		5	可	市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者	有		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合はその内容
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他								
島根県	浜田市		○			6	有	浜田市特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者、市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人 ※HPで公開している	有	浜田市議会政務調査費の交付に関する細則（抄） 4 議員は、政務調査費を支出したときは必ず領収書（書籍購入などの時は備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。）を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類（レシートや相手方が発行する支出証明書等）を得ること。なおどうしても領収書や支出を証明する書類が得られないとき（調査旅費を支出したときなど）は、証明するものをもってこれに代えることができる。
島根県	出雲市	○				37.5	無		5	否		有	1円以上
島根県	益田市		○			8	無		5	可	何人も	有	自販機等領収書の出ないもの以外全部
島根県	大田市		○			10	無		5	可	①本市に住所を有するもの ②本市に事務所又は事業所を有する個人または法人その他の団体 ③本市に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④本市に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に関し利害関係を有する者	有	
島根県	安来市				○	10	無	一人会派も会派とみなし	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人 ③前各号に掲げるもののほか議長が特に認めたもの	有	
島根県	江津市			○		30	無		5	可	市内に住所を有する者	有	
島根県	雲南市			○		15	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	無	条例規定は無いが、申し合わせにより全て添付。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合はその内容
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容								
		1 団体	4 団体	2 団体	1 団体									
計	8団体	1 団体	4 団体	2 団体	1 団体					7 団体		7 団体		
岡山県	岡山市	○				135	無		5	可	何人も	有		
岡山県	倉敷市				○	150	有	特別職報酬等審議会	5	可	情報公開条例による請求	有		
岡山県	津山市		○			58	無		5	可	市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有		
岡山県	玉野市			○		35	無		5	可	何人も	有		
岡山県	笠岡市	○				45	無		5	可	何人も	有		
岡山県	井原市		○			30	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	有		
岡山県	総社市		○			25	無		5	可	何人も	有		
岡山県	高梁市		○			30	無		10	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの。この場合において開示請求できる行政文書は、そのものが利害関係を有する情報が記録されている行政文書に限る。	有		
岡山県	新見市		○			20	無		5	可	何人も	有		
岡山県	備前市		○			25	無		5	可	何人も	有		
岡山県	瀬戸内市		○			20	無		5	可	瀬戸内市情報公開条例に規定する者の範囲による	有		
岡山県	赤磐市		○			30	無		5	可	何人も	有		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合 はその内容	
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他									内容
岡山県	真庭市		○			30	有	真庭市議員報酬及び特別職 給料等審議会	5	可	制限なし	有		
岡山県	美作市	○				30	無		5	可	市内に住所を有する者、市 内に事務所又は事業所を有 する個人又は法人	有		
岡山県	浅口市			○		30	無		5	可	市内に住所を有する者、市 内に勤務する者	有		
岡山県	鏡野町		○			20	無	鏡野町特別職報酬等審議会	5	可	町内に住所を有する者	有		
岡山県	勝央町		○			20	無		5	可	町内在住、在勤ほか	有		
岡山県	奈義町		○			10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所 を有する法人その他の団体の 代表者	有		
岡山県	吉備中央町		○			10	無		5	可	町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を 有する個人又は法人	無		
計	19団体	3 団体	13 団体	2 団体	1 団体		2 団体			19 団体		18 団体		
広島県	広島市	○				300	無		5	可	何人でも	有		
広島県	呉市	○				50	無		5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事業所又は事務所 を有する個人及び法人その 他の団体 ・市内に存する事業所又は 事務所に勤務する者 ・市内に存する学校に在学 する者 ・上記のほか、実施機関が 行う事務事業に利害関係を 有するもの	有		
広島県	竹原市	○				2.5	有	竹原市特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者	有		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
広島県	三原市	○				25	有	三原市特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内事業所に勤務する者 ③市内に存する学校に在学する者 ④市内に事業所(事務所)を有する個人及び法人その他の団体 ⑤市に対し納税義務を有するもの ⑥実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	
広島県	尾道市			○		30	無		5	可	市の区域内に住所を有する者・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者・市の区域内に存する学校に在学する者・市に対して納税義務を有する者・その他実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	有	
広島県	福山市	○				130	有	福山市特別職報酬等審議会	5	可	何人でも	有	
広島県	府中市			○		10	有	府中市特別職報酬等審議会	5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	領収書の発行ができない場合に限り、会派の代表者及び無所属議員の支出を証明する書類を添付
広島県	三次市	○				27	有	三次市補助金等審査委員会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	有	
広島県	大竹市		○			13.5	有	大竹市特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
					内容									
広島県	東広島市	○					25	有	東広島市報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者	有	領収書を徴することができないときは、会派の代表者の支払証明
広島県	廿日市市	○					20	有	廿日市市特別職報酬等審議会	5	可	市の区域内に住所を有するもの、市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	有	
広島県	安芸高田市		○				30	無		5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの	有	
広島県	江田島市	○					15	有	江田島市特別職報酬審議会	5	可	何人でも	有	領収書を徴することができないときは、会派の代表者の証明
広島県	府中町	○					8.3	無		5	可	住民（府中町情報公開条例第2条第2項）	有	
広島県	海田町		○				5	有	海田町特別職報酬等審議会	5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	
広島県	坂町		○				10	無		3	可	町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	
計	16団体	10 団体	4 団体	2 団体				10 団体			16 団体		16 団体	
山口県	下関市	○					50	無		5	可	制限なし	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容		
													内容	
山口県	宇部市				○	会派又は会派に属さない議員	20	無		5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体 ・宇部市情報公開条例に規定する目的によると認められる利害関係者	有	
山口県	山口市	○					30	無		5	可	何人も	有	
山口県	萩市		○				10	無		5	可	規定していない	有	1円以上すべて
山口県	防府市	○					250	無		10	可	市内に住所を有する者	有	
山口県	下松市			○			11	無		5	可	制限なし	有	1円以上すべて
山口県	岩国市	○					20	無		5	可	何人も	無	
山口県	光市	○					20	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者 ⑥ ①～⑥まで以外の者の場合であっても、同様の措置を採るよう努めるものとする。	有	
山口県	長門市		○				7.5	無		5	可	なし	有	
山口県	柳井市	○					5	無		5	可	何人も	有	写し
山口県	美祢市			○			45	無		5	可	何人も	有	
山口県	周南市	○					250	無		5	可	制限なし	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他	内容						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合 はその内容
山口県	山陽小野田市			○			6	無	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所 を有する個人又は法人その 他の団体 ③市内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学 する者	無	
計	13団体	7 団体	2 団体	3 団体	1 団体					13 団体		11 団体	
徳島県	徳島市		○				70	無	5	可	徳島市情報公開条例に基づ く範囲	有	
徳島県	鳴門市		○				25	無	5	可	制限なし	有	
徳島県	小松島市	○					20	無	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その 他の団体 ③市内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学 する者及び ⑤議会の事務に利害関係を 有すると認められるもの	有	
徳島県	阿南市	○					25	無	5	可	・市の区域内に住所を有す る者 ・市の区域内に事務所又は 事業所を有する個人又は法 人その他の団体 ・市の区域内に存する事務 所又は事業所に勤務する者 ・市の区域内に存する学校 に在学する者 ・前各号に掲げるもののほ か、実施機関が行う事務又 は事業に利害関係を有すと 認められるもの	有	定められた宿泊費及びその 他雑費を除き、全ての領 収書を提出

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
													内容
徳島県	吉野川市	○				25	有	特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者	有	領収書等の証拠書類、事業実績報告書等
徳島県	美馬市	○				25	有	美馬市議員報酬及び特別職給料審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの	有	
徳島県	三好市	○				17	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関の事務又は事業に利害関係を有するもの	有	
計	7団体	5 団体	2 団体	団体	団体			2 団体		7 団体		7 団体	
香川県	高松市		○			100	有	高松市議員報酬、市長および副市長の給料等審議会	5	可	何人も	有	
香川県	丸亀市		○			20	有	特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者・市内に事業所等を有する個人及び法人等・市内に存する事業所等に勤務する者・市内に存する学校に在学する者・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	
香川県	坂出市	○				21	無		5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲		収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合はその内容
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他						請求権者の範囲			
											請求権者の範囲			
香川県	善通寺市		○			20	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤市税の納税義務を有する者 ⑥実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有		
香川県	さぬき市		○			25	無		5	可	何人も	有		
香川県	三豊市		○			30	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
香川県	三木町		○			8	無		5	可	町内に住所を有する者	無		
香川県	宇多津町		○			13	無		5	可	町内に住所を有する者・町内に事務所等を有する個人や法人等・町内の事業所等に勤務する者・利害関係を有する者	無		
香川県	綾川町		○			6	無		5	可	町内に住所を有する者	有		
計	9団体	1 団体	8 団体	団体	団体		3 団体		9 団体			7 団体		
愛媛県	松山市		○			102	無		5	可	何人も	有	1円以上。 1枚の領収書につき1枚の支出伝票	
愛媛県	今治市				○	30	無	会派又は議員の選択制	5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ・市内に存する学校に在学する者 ・その他実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	無	精算のため市長あてに実績報告書の提出を義務付けており、その添付書類として金額の多寡に関係なく領収書（写）の添付を義務付けている	
愛媛県	宇和島市			○		10	無		5	可	制限なし（情報公開条例による）	有		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た る第三者(機関)等からの意見 聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機 関)等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合 はその内容
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他	内容								
愛媛県	新居浜市	○					18	無		10	可	何人も	無	
愛媛県	西条市			○			15	無		10	可	西条市情報公開条例による	有	
愛媛県	伊予市		○				10	無		5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所 を有する個人又は法人	有	
愛媛県	西予市			○			10	無		5	可	市内に住所を有する者及び 市内に事務所又は事業所を 有する個人又は法人	有	
愛媛県	東温市		○				15	無		5	可	市内に住所を有する者、市 内に事務所又は事業所を有 する個人又は法人	有	
計	8団体	1 団体	3 団体	3 団体	1 団体					8 団体			6 団体	
高知県	高知市	○					80	有	高知市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
高知県	安芸市	○					5	無		5	可	何人も	有	
高知県	須崎市	○					8	無		5	可	何人も	無	
高知県	宿毛市	○					6	無		5	可	市内に住所を有する者又は 市内に事務所若しくは事業 所を有する個人若しくは法 人	有	旅費以外：領収書等の写し を添付 旅費：政務調査費旅費明細 書を添付
高知県	土佐清水市			○			8	無		3	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所 を有する法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所 に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほ か市の行政に利害関係を有 するもの	有	
高知県	四万十市	○					15	無		5	可	何人も可	有	全て(交通費等で領収のと れないものは会派代表が証 明)
計	6団体	5 団体		1 団体				1 団体		6 団体			5 団体	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他							請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合はその内容	
					内容									
福岡県	北九州市	○					380	有	北九州市特別職報酬等審議会	5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体	有	全ての領収書又は当該支出を証する書類の写しを添付
福岡県	福岡市			○		会派交付(350千円)又は会派(90千円)及び議員交付(260千円)の選択制	(会派所属)350 (無所属)260	無		5	可	何人も	有	全ての領収書等添付
福岡県	大牟田市				○	会派に所属する議員は会派に、無所属の議員は個人に交付	20	無		5	可	何人も	有	全ての領収書等添付
福岡県	久留米市	○					50	無		5	可	何人も	有	
福岡県	直方市			○			25	無		5	可	何人も	有	
福岡県	柳川市		○				10	無		5	可	何人も	無	
福岡県	八女市		○				10	無		5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・市内の事務所又は事業所に勤務する者	有	全ての領収書等添付
福岡県	筑後市		○				30	無		5	可	制限無し	有	証拠書類でも可
福岡県	大川市			○			10	無		5	可	何人も	有	
福岡県	行橋市		○				25	無		5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・市内の事務所又は事業所に勤務する者 ・市内の学校に在学する者	有	領収書等の証拠書類の写し
福岡県	豊前市		○				25	無		5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人	有	1円以上のもの全て

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た る第三者(機関)等からの意見 聴取の有無及び第三者(機関)名	意見聴取した第三者(機 関)等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無		
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他	内容						請求権者の範囲	義務付けに要件がある場合 はその内容	
福岡県	筑紫野市			○			30	無		5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所 を有する個人又は法人	有	1円以上のもの全て
福岡県	春日市	○					12.5	無		5	可	何人も	有	
福岡県	大野城市			○			30	無		5	可	何人も	有	全ての領収書等添付
福岡県	宗像市		○				22	無		5	可	何人も	有	
福岡県	太宰府市	○					25	無		10	可	何人も	有	
福岡県	古賀市		○				10	無		6	可	何人も	有	
福岡県	福津市			○			20	無		5	可	何人も	有	政務調査費を請求する全ての 支出
福岡県	うきは市		○				8	無		5	可	何人も	無	
福岡県	宮若市		○				20	無		5	可	何人も	有	
福岡県	嘉麻市		○				22	無		5	可	何人も	有	
福岡県	糸島市		○				27.5	無		5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所 を有する個人又は法人	有	
福岡県	那珂川町		○				15	無		5	可	何人も	有	
福岡県	志免町		○				20	無		5	可	何人も	有	全額
福岡県	新宮町		○				10	無		5	可	何人も	有	支払の証明(写し)の添付
福岡県	遠賀町		○				10	無		5	可	何人も	有	
福岡県	鞍手町		○				10	無		5	可	情報公開条例の規定に基づ く範囲	無	
福岡県	荏田町		○				25	有	荏田町特別報酬審査会	5	可	何人も	有	
福岡県	吉富町		○				20	無		5	可	制限無し	有	
計	29団体	4 団体	18 団体	6 団体	1 団体			2 団体			29 団体			26 団体
佐賀県	佐賀市	○				準会派含む	50	無		5	可	制限なし	有	
佐賀県	唐津市	○					30	無		5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合はその内容
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他								
佐賀県	鳥栖市	○				30	有	特別職報酬等審議会	5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 ③市の区域内の学校に在学する者 ④市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	
佐賀県	伊万里市		○			20	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
佐賀県	武雄市	○				16	無		5	可	何人も	有	支出明細書、領収書の写し
佐賀県	嬉野市		○			20	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	有	原則として旅費を除く全て（旅費については旅費規程に基づき算出）
佐賀県	神埼市			○		20	無		5	可	神埼市情報公開条例で定める範囲	有	事業成績書、収支決算書、領収証書、領収書の添付が困難な場合は会派代表者または議員の支払証明書
計	7団体	4 団体	2 団体	1 団体	団体		2 団体			7 団体		7 団体	
長崎県	長崎市		○			150	有	長崎市特別職報酬等審議会	5	可	何人も閲覧可能	有	
長崎県	佐世保市	○				50	無		5	可	何人も	有	原則、領収書を添付。ただし、領収書を徴することができない場合、内容を確認できるものを添付。（支払証明書、振込金受取書、口座引き落としの通帳の写し）
長崎県	島原市	○				15	無		5	可	何人も	有	1円以上

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合はその内容
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他									
					内容									
長崎県	諫早市	○					35	無		5	可	諫早市情報公開条例の手続により処理する。	有	一切の書類
長崎県	大村市	○					25	無		5	可	制限なし	有	
長崎県	平戸市	○					10	無		5	可	何人も	有	すべての支出に添付
長崎県	松浦市	○					10	無		5	可	松浦市情報公開条例に基づき ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	旅費については、航空賃・ホテルパック利用に関するもののみ
長崎県	対馬市	○					10	無		5	可	情報公開条例に基づき何人も	有	
長崎県	五島市	○					10	無		5	可	情報公開条例に基づく請求者	有	すべて領収書の写しを添付ただし、自動券売機等を使用したため領収書を徴することが出来なかった場合は、支払証明書を添付することで領収書に代える。
長崎県	雲仙市		○				15	無		5	可	何人も	有	
計	10団体	8 団体	2 団体	2 団体	2 団体			1 団体		10 団体			10 団体	
熊本県	熊本市		○				200	有	熊本市特別職報酬等審議会	5	可	熊本市内に住所を持つ個人及び事務所を持つ法人	有	領収書等の写し
熊本県	八代市	○					30	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	金額に関係なく全ての領収書
熊本県	人吉市		○				20	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
熊本県	荒尾市		○				20	有	荒尾市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	写しの添付
熊本県	水俣市	○					2	有	水俣市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収書等証憑類の写し

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た る第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合 はその内容
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他								
熊本県	玉名市		○			15	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
熊本県	天草市		○			30	無		5	可	何人も	有	
熊本県	山鹿市		○			10	有	山鹿市特別職報酬等審議会	5	可	①本市の区域内に住所を有する者 ②本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④本市の区域内に存する学校に在学する者 ⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	有	
熊本県	菊池市		○			20	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収書は原本とする
熊本県	宇土市	○				20	有	特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	
熊本県	宇城市	○				20	無		5	可	何びとも可	有	
熊本県	上天草市		○			20	無		5	可	何人も	無	
熊本県	多良木町		○			5	無		5	可	指定なし	有	
熊本県	湯前町		○			10 (限度)	無		4	可	町内に住所を有する者	有	
計	14団体	4 団体	10 団体	団体	団体		8 団体			14 団体		13 団体	
大分県	大分市	○				100	有	特別職報酬等審議会	5	可	情報公開請求できる者	有	全件写しを添付
大分県	別府市			○		40	無		5	可	何人も	有	全件原本添付。ただし、徴する事が困難な場合は、議長が別に定める書類を添付。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合 はその内容
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他	内容								
大分県	中津市	○					8	無		5	可	何人も	有	政務調査費の支出状況を明 記した会計帳簿の写し及び 政務調査費の支出に関する 領収書等証拠書類の写し
大分県	日田市		○				20	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
大分県	佐伯市	○					20	無		5	可	何人も	有	
大分県	竹田市		○				11.7	無		10	可	何人も	有	
大分県	豊後高田市			○			8	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
大分県	杵築市	○					15	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	無	
大分県	宇佐市	○					20	有	宇佐両院地域市町村合併協 議会（特別職の報酬等に関 する小委員会）	10	可	何人も	有	全件原本添付
計	9団体	5 団体	2 団体	2 団体	団体		5 団体			9 団体			8 団体	
宮崎県	宮崎市	○					80	有	宮崎市特別職報酬等審議会	5	可	市民	有	全てに添付
宮崎県	都城市	○					30	無		5	可	何人も	有	すべての支出を対象
宮崎県	日南市			○			12.5	無		5	可	何人も	有	
宮崎県	小林市	○					15	無		5	可	制限なし	有	
宮崎県	日向市			○			13	無		5	可	何人も	有	
宮崎県	串間市			○			20	有	串間市特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者	有	政務調査費として支出した 実額すべて
宮崎県	えびの市	○					15	無		5	可	無（情報公開条例に基づき 処理）	有	
計	7団体	4 団体	3 団体	3 団体	団体		2 団体			7 団体			7 団体	
鹿児島県	鹿児島市	○					150	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も 〔自然人（外国人を含 む）、法人のほか法人でな い社団等も含まれる〕	有	
鹿児島県	鹿屋市			○	会派又は議員 の選択制		20	無		5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当 たりの交 付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当た るの第三者（機関）等からの意見 聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機 関）等の名称	収支報告書 の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求 権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付 の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合 はその内容
		会派 のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その他								
鹿児島県	出水市		○			15	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	全て
鹿児島県	指宿市		○			10	無		5	可	何人も ※請求があった場合、個人 情報等不開示情報がないか 確認し、情報公開条例に基 づき対応する。	有	
鹿児島県	薩摩川内市				○	15	無		5	可	何人も	有	金額にかかわらず全て添付
鹿児島県	日置市		○			13	無		5	可	市内に住所を有する者	有	
鹿児島県	霧島市			○		30	無		5	可	制限なし	有	
鹿児島県	いちき串木野市		○			10	無		5	可	情報公開申請者	有	全て
鹿児島県	奄美市			○		23	無		5	可	情報公開申請者	有	全て
鹿児島県	知名町		○			10	無		5	可	町内に住所を有する者及び 町内に事務所又は事業所を 有する個人又は法人	有	領収書等証拠書類
計	10団体	1 団体	5 団体	2 団体	2 団体			2 団体		10 団体		10 団体	
沖縄県	那覇市			○		90	無		5	否		有	
沖縄県	宜野湾市			○		10	無		5	可	市内に住所を有する者、市 内に事務所又は事業所を有 する個人又は法人	有	領収書等の証拠書類の写し
沖縄県	石垣市			○		10	無		5	可	市内に住所を有する者、市 内に事務所又は事務所を有 する個人又は法人	有	
沖縄県	浦添市	○				20	無		5	可	何人も	無	
沖縄県	名護市	○				25	有	名護市特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	全て
沖縄県	糸満市				○	10	無		5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所 を有する個人又は法人	有	
沖縄県	沖縄市	○				30	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	1円以上
沖縄県	豊見城市		○			10	無		5	可	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所 を有する個人又は法人	有	収支報告書記載の全ての領 収書を添付

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無及び第三者（機関）名	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間 (年)	収支報告書の閲覧の可否及び請求権者	請求権者の範囲	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	義務付けに要件がある場合はその内容
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他								
沖縄県	うるま市			○		20	有	補助金審査委員会	5	可	うるま市情報公開条例の規定により何人でも請求できる。	有	うるま市議会政務調査費の交付に関する規則にて規定
沖縄県	宮古島市		○			5	無		5	可	何人も	有	領収書の写し
沖縄県	南城市				○	10	無	会派又は議員の選択制	5	可	何人も	有	全て
沖縄県	金武町		○			30	無		5	可	・町内に住所を有する者 ・町内に事務所又は事務所を有する個人又は法人	有	
沖縄県	読谷村		○			15	無		5	可	何人も	有	
沖縄県	北谷町		○			15	無		5	可	何人も請求できる	有	領収証等の写し
沖縄県	中城村		○			10	無		5	可	何人も	有	
沖縄県	西原町		○			10	無		5	可	何人も	有	
沖縄県	与那原町		○			5	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	
沖縄県	八重瀬町		○			10	無		5	可	何人も	有	
計	18団体	3 団体	9 団体	4 団体	2 団体			3 団体		17 団体		17 団体	
合計	880団体	394 団体	242 団体	154 団体	92 団体			213 団体		868 団体		802 団体	